

# **CLAIR SUMMARY**

## **分野別・1997年米国政治行政の動向**

(財) 自治体国際化協会 CLAIR SUMMARY NUMBER 028

**Council of Local Authorities for  
International Relations**



**財団  
法人  
自治体国際化協会**

〒100 東京都千代田区新霞が関ビルディング19階  
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

## はじめに

本レポートは、1997年に（財）自治体国際化協会ニューヨーク事務所が本部（東京）あてに報告した毎月の米国内政の動向を分野別に整理したものである。

1997年は、再選を果たしたクリントン大統領（民主党）が2期目を開始し、また第105連邦議会が開会された年である。年の前半は昨年同様、中道色を強めるクリントン大統領と共和党主導の議会が一種の協調関係にあり、恒常的な財政赤字から脱却し2002年までに予算均衡を成し遂げるという画期的な計画を策定したほか、かねてより共和党が大統領に付与することを望んでいた予算の個別の項目を拒否する権限が同大統領に与えられた。

米国に好景気の追い風が吹き続けたこともあり、予算均衡計画は予定より早期に達成可能であるとの楽観的見通しが広がったのに加え、全米で犯罪発生率の大幅な減少、失業率の低下とまさに米国は順風満帆にも見えた。

しかしその一方、民主党不正献金疑惑を大きな契機として期待された政治資金改革の議論は結局とん挫し、政治家の自浄能力に疑問を投げかけたほか、クリントン大統領自身もホワイトウォーター疑惑及びセクハラ疑惑で揺さぶられ続けた年でもあった。また民主党内でも次期大統領候補を狙うリチャード・ゲッパート下院少数党院内総務をはじめとする左派が大統領の中道政策に反発を強めており、予断を許さない状況にある。

個別の事項で注目されたのは喫煙訴訟とアファーマティブ・アクションの動向である。全米各州が喫煙を原因とする疾病治療費の賠償を求めてたばこ会社を提訴しており、企業側が隠していた情報が次々と明らかになるに及んでどのような形で最終的に決着するのか大きな注目を集めている。また、人種・性別等で少数派の社会参加促進のため設けられていたアファーマティブ・アクション（積極的優遇措置）には逆に不平等を促進するとの批判が高まっており、カリフォルニア州で州民投票によりアファーマティブ・アクションの禁止が可決された。

また、連邦最高裁判所が、連邦議会の制定した銃砲規制法は憲法修正第10条（州権留保条項）に違反するとして違憲判決を下しているが、1996年に続き集権化を抑制する動きが司法部から出されている点が注目されよう。こうした政府間関係や地方行財政問題を含めて、本レポートが米国政治行政の流れと今後の展開を理解する上で役立てば幸いである。

1998年1月

## 目 次

page

### **連邦政治**

(1) クリントン大統領の二期目就任とスキャンダルの行方（1月）	1
(2) ギングリッチ下院議長再選と第105議会の発足（1月）	2
(3) 個別条項拒否権法の発効に対し連邦議員が提訴（1月）	3
(4) クリントン大統領の一般教書演説（2月）	4
(5) 予算均衡のための憲法修正案上院で否決（3月）→財政（連邦）	2
(6) 連邦政府予算個別条項拒否権法に違憲判決（4月）	4
(7) 大統領の免責特権とポーラ・ジョーンズ裁判（5月）	5
(8) 連邦政府予算個別条項拒否権法に対する訴え棄却（6月）	6
(9) 全米芸術振興基金廃止の危機（7月）→文化	2
(10) クリントン大統領、個別条項拒否権を初行使（8月）	7
(11) クリントン大統領の個別条項拒否権発動に反発強まる（10月）	8
(12) 連邦高速道路予算議決持ち越しにより各州に不安（10月）	9
(13) 全米芸術振興基金、廃止の危機を回避（10月）→文化	3
(14) 連邦議会、年内の日程を終了（11月）	10

### **地方政治**

(1) ニューヨーク市における市長と市議会の権限論争及び憲章改正の是非（1月）	11
(2) ニューヨーク州の賃貸住宅家賃規制法をめぐる議論（5月）	12
(3) ニューヨーク州の賃貸住宅家賃規制法問題に決着（6月）	13
(4) ワシントンDCの行財政改革と自治権（8月）	14
(5) 全米知事会におけるギャンブルに関する議論（8月）	15
(6) ニューヨーク州第220議会、最長記録で閉幕（8月）	16
(7) 地方政治の現場に忍び寄る暴力の影（8月）→犯罪	1
(8) アリゾナ州知事、有罪判決で辞任（9月）	16
(9) マイアミ市の廃止統合案、住民投票で否決（9月）	17
(10) 大都市ロサンゼルスの分離運動の動向（10月）	18
(11) 1997年州民投票の結果（11月）	19

### **選挙関係**

(1) ニューヨーク市の連邦議員選挙区割りに違憲判決（2月）	20
(2) ロサンゼルス市長の再選と課題（4月）	22
(3) ニューヨーク市長選と教育問題（8月）	22
(4) ニューヨーク市長予備選、紛糾の末民主党候補者決定（9月）	23
(5) 1997年地方選挙の結果（11月）	24

(6) ニュージャージー及びヴァージニア州知事選で共和党候補が勝利（11月）	25
(7) ニューヨーク市でジュリアーニ市長（共）大勝（11月）	26
(8) マイアミ市長選で不正疑惑（11月）	27
(9) ルイジアナ州の連邦議員選出方法に違憲判決（12月）	28

## **財政（連邦）**

(1) 1998年度連邦予算と均衡予算計画（2月）	29
(2) 予算均衡のための憲法修正案上院で否決（3月）	30
(3) 連邦政府予算個別条項拒否権法に違憲判決（4月）→連邦政治6	
(4) ホワイトハウスと共和党議会、予算均衡で合意（5月）	31
(5) 連邦政府予算個別条項拒否権法に対する訴え棄却（6月）→連邦政治8	
(6) 連邦政府均衡予算5ヵ年計画法案成立（7月）	32
(7) クリントン大統領、個別条項拒否権を初行使（8月）→連邦政治10	
(8) 連邦財政赤字、四半世紀ぶりの大幅減少（10月）	33
(9) クリントン大統領の個別条項拒否権発動に反発強まる（10月）→連邦政治11	

## **財政（州地方）**

(1) ニューヨーク州の次年度予算と減税方針（1月）	34
(2) ニューヨーク市の来年度予算案（5月）	35
(3) ニューヨーク州新年度予算の成立大幅な遅れ（7月）	36
(4) ニューヨーク州第220議会、最長記録で閉幕（8月）→地方政治6	
(5) 州財政は大幅黒字の見込み（12月）	37

## **政府間関係**

(1) 全米知事会と福祉改革（2月）	38
(2) 連邦政府の排気ガス規制と州の権利（3月）→環境1	
(3) エリス島をめぐるニューヨーク、ニュージャージー州境紛争（4月）	39
(4) 銃砲規制法違憲判決と州権論（6月）	40
(5) 全米市長会とクリントン政権の環境政策・都市政策（6月）	41
(6) 連邦高速道路予算議決持ち越しにより各州に不安（10月）→連邦政治12	

## **教育**

(1) 業界自主決定によるテレビ番組区分制度が試行開始（1月）→産業1	
(2) ニューヨーク市教育長の権限強化（4月）	42
(3) ニュージャージー州における教育財源の学校区間格差問題（5月）	43
(4) テレビ番組内容表示制度の拡大（7月）→産業4	
(5) ニューヨーク市長選と教育問題（8月）→選挙関係3	
(6) 連邦政府主導の統一学力試験は全面実施困難な状勢（9月）	44

## **文化**

(1) 売り上げを伸ばすニューヨークのミュージアムショップ (2月) ······	45
(2) 全米芸術振興基金廃止の危機 (7月) ······	46
(3) 全米芸術振興基金、廃止の危機を回避 (10月) ······	47

## **環境**

(1) 連邦政府の排気ガス規制と州の権利 (3月) ······	48
(2) イエローストーン国立公園と鉱山開発問題 (3月) ······	49
(3) 環境保護と私的財産権をめぐる二つの事例 (3月) ······	49
(4) 全米市長会とクリントン政権の環境政策・都市政策 (6月) →政府間関係 5	

## **喫煙訴訟**

(1) タバコ会社とヘルスケア訴訟 (3月) ······	50
(2) タバコに関する訴訟に和解案 (6月) ······	51
(3) 非喫煙者による団体訴訟とタバコ訴訟和解案の動向 (7月) ······	52
(4) タバコ訴訟に係るフロリダ州の和解とクリントン大統領の強硬姿勢 (9月) ··· 53	
(5) 非喫煙者による団体訴訟が和解 (10月) ······	54

## **産業**

(1) 業界自主決定によるテレビ番組区分制度が試行開始 (1月) ······	55
(2) タバコ会社とヘルスケア訴訟 (3月) →喫煙訴訟 1	
(3) タバコに関する訴訟に和解案 (6月) →喫煙訴訟 2	
(4) テレビ番組内容表示制度の拡大 (7月) ······	56
(5) 非喫煙者による団体訴訟とタバコ訴訟和解案の動向 (7月) →喫煙訴訟 3	
(6) タバコ訴訟に係るフロリダ州の和解とクリントン大統領の強硬姿勢(9月)	
	→喫煙訴訟 4
(7) 非喫煙者による団体訴訟が和解 (10月) →喫煙訴訟 5	

## **犯罪**

(1) 地方政治の現場に忍び寄る暴力の影 (8月) ······	57
(2) 凶悪犯罪、全米で5年連続減少 (10月) ······	58
(3) 全米で殺人事件発生率の大幅な減少 (12月) ······	59

## **人権**

(1) 連邦最高裁、「死ぬ権利」裁判の審理開始 (1月) ······	60
(2) 連邦最高裁による中絶に関する新しい判決 (2月) ······	61
(3) 積極的優遇措置とカリフォルニア州住民提案第209号 (4月) ······	62
(4) 連邦最高裁、「死ぬ権利」認めず (6月) ······	63
(5) 連邦軍護衛による黒人の白人高校入校から40周年 (9月) ······	64

(6) アファーマティブ・アクションに関する全米意識調査の結果（12月） · · · · · 65

## 社会・移民

- (1) ニューヨーク市における経済の回復と失業率の上昇（3月） · · · · · 66
- (2) 新移民法の施行に伴う社会的混乱と訴訟（4月） · · · · · · · · · · · 67
- (3) テキサス州分離独立活動家の蜂起と降伏（5月） · · · · · · · · · · · 67
- (4) 移民に関するニューヨーク市行政命令に違法判決（7月） · · · · · · · · · 68
- (5) 連邦軍護衛による黒人の白人高校入校から40周年（9月） →人権5
- (6) 新国勢調査報告による米国人口動態の近況（12月） · · · · · · · · · 69
- (7) 全米の失業率、過去24年間で最低レベル（12月） · · · · · · · · · 70
- (8) ニューヨーク州を筆頭に貧富の差が急速に拡大（12月） · · · · · · · · · 71
- (9) アファーマティブ・アクションに関する全米意識調査の結果（12月） →人権6

## 月 別 分 類

	page
<b>1997年1月分</b>	
(1) クリントン大統領の二期目就任とスキャンダルの行方	1
(2) ギングリッチ下院議長再選と第105議会の発足	2
(3) 個別条項拒否権法の発効に対し連邦議員が提訴	3
(4) 連邦最高裁、「死ぬ権利」裁判の審理開始	60
(5) 業界自主決定によるテレビ番組区分制度が試行開始	55
(6) ニューヨーク州の次年度予算と減税方針	34
(7) ニューヨーク市における市長と市議会の権限論争及び憲章改正の是非	11
<b>1997年2月分</b>	
(1) クリントン大統領の一般教書演説	4
(2) 1998年度連邦予算と均衡予算計画	29
(3) 全米知事会と福祉改革	38
(4) 連邦最高裁による中絶に関する新しい判決	61
(5) ニューヨーク市の連邦議員選挙区割りに違憲判決	20
(6) 売り上げを伸ばすニューヨークのミュージアムショップ	45
<b>1997年3月分</b>	
(1) 予算均衡のための憲法修正案上院で否決	30
(2) 連邦政府の排気ガス規制と州の権利	48
(3) イエローストーン国立公園と鉱山開発問題	49
(4) タバコ会社とヘルスケア訴訟	50
(5) ニューヨーク市における経済の回復と失業率の上昇	66
(6) 環境保護と私的財産権をめぐる二つの事例	49
<b>1997年4月分</b>	
(1) 新移民法の施行に伴う社会的混乱と訴訟	67
(2) 連邦政府予算個別条項拒否権法に違憲判決	4
(3) 積極的優遇措置とカリフォルニア州住民提案第209号	62
(4) エリス島をめぐるニューヨーク、ニュージャージー州境紛争	39
(5) ニューヨーク市教育長の権限強化	42
(6) ロサンゼルス市長の再選と課題	22
<b>1997年5月分</b>	
(1) ホワイトハウスと共和党議会、予算均衡で合意	31
(2) 大統領の免責特権とポーラ・ジョーンズ裁判	5

(3) ニューヨーク州の賃貸住宅家賃規制法をめぐる議論	12
(4) ニューヨーク市の来年度予算案	35
(5) ニュージャージー州における教育財源の学校区間格差問題	43
(6) テキサス州分離独立活動家の蜂起と降伏	67

### **1997年6月分**

(1) 連邦政府予算個別条項拒否権法に対する訴え棄却	6
(2) タバコに関する訴訟に和解案	51
(3) 連邦最高裁、「死ぬ権利」認めず	63
(4) 銃砲規制法違憲判決と州権論	40
(5) ニューヨーク州の賃貸住宅家賃規制法問題に決着	13
(6) 全米市長会とクリントン政権の環境政策・都市政策	41

### **1997年7月分**

(1) 連邦政府均衡予算5ヵ年計画法案成立	32
(2) 全米芸術振興基金廃止の危機	46
(3) テレビ番組内容表示制度の拡大	56
(4) 非喫煙者による団体訴訟とタバコ訴訟和解案の動向	52
(5) ニューヨーク州新年度予算の成立大幅な遅れ	36
(6) 移民に関するニューヨーク市行政命令に違法判決	68

### **1997年8月分**

(1) クリントン大統領、個別条項拒否権を初行使	7
(2) ワシントンDCの行財政改革と自治権	14
(3) 全米知事会におけるギャンブルに関する議論	15
(4) ニューヨーク州第220議会、最長記録で閉幕	16
(5) ニューヨーク市長選と教育問題	22
(6) 地方政治の現場に忍び寄る暴力の影	57

### **1997年9月分**

(1) 連邦政府主導の統一学力試験は全面実施困難な状勢	44
(2) 連邦軍護衛による黒人の白人高校入校から40周年	64
(3) タバコ訴訟に係るフロリダ州の和解とクリントン大統領の強硬姿勢	53
(4) アリゾナ州知事、有罪判決で辞任	16
(5) ニューヨーク市長予備選、紛糾の末民主党候補者決定	23
(6) マイアミ市の廃止統合案、住民投票で否決	17

## 1997年10月分

(1) 連邦財政赤字、四半世紀ぶりの大幅減少	33
(2) クリントン大統領の個別条項拒否権発動に反発強まる	8
(3) 連邦高速道路予算議決持ち越しにより各州に不安	9
(4) 非喫煙者による団体訴訟が和解	54
(5) 全米芸術振興基金、廃止の危機を回避	47
(6) 凶悪犯罪、全米で5年連続減少	58
(7) 大都市ロサンゼルスの分離運動の動向	18

## 1997年11月分

(1) 1997年地方選挙の結果	24
(2) ニュージャージー及びヴァージニア州知事選で共和党候補が勝利	25
(3) ニューヨーク市でジュリアーニ市長(共)大勝	26
(4) マイアミ市長選で不正疑惑	27
(5) 1997年州民投票の結果	19
(6) 連邦議会、年内の日程を終了	10

## 1997年12月分

(1) 新国勢調査報告による米国人口動態の近況	69
(2) 全米の失業率、過去24年間で最低レベル	70
(3) 全米で殺人事件発生率の大幅な減少	59
(4) 州財政は大幅黒字の見込み	37
(5) ニューヨーク州を筆頭に貧富の差が急速に拡大	71
(6) ルイジアナ州の連邦議員選出方法に違憲判決	28
(7) アファーマティブ・アクションに関する全米意識調査の結果	65

## \* \* \* 連邦政治 \* \* \*

### (1) クリントン大統領の二期目就任とスキャンダルの行方 (97/1-1)

マーティン・ルーサー・キング・ジュニア記念日（連邦の祝日）となっている1月20日、ワシントンDCにおいて合衆国第42代大統領ビル・クリントン氏の二期目の就任式が挙行された。大統領の再任は1985年のレーガン大統領以来であるが、民主党としては副大統領から昇格した後再任されたトルーマン大統領を除き、第2次大戦下で4選したフランクリン・ルーズベルト大統領以来である。

一期目の就任式で「新しい米国の新しい時代が生まれる」と宣言した大統領は、二期目は「21世紀への懸け橋」を合い言葉に国民の人種的和合を呼びかけたほか、財政均衡、政治資金改革、教育改革、環境保護といった諸課題に重点的に取り組む姿勢を明らかにした。また、「国民が民主党の大統領と共和党主導の議会を選択したのは、党派争いを行わせるためではなく、アメリカの使命を成し遂げさせるためである。」として、共和党支配の議会に対して協力を求めた。

就任演説は、大統領の任期開始にあたって米国建国の理念と民主主義の価値を再確認し、国民を鼓舞するセレモニーとしての色彩が強いため、演説内容に具体性が欠けるのはやむを得ないが、今回の演説は前回以上に美辞麗句に終始し、極めて迫力に欠けていた。一期目の最大公約であったヘルスケア改革や政治資金改革に失敗したクリントン大統領が、山積する難問に今後いかに対処するかが注目されることとなる。特に連邦議会では、多数を占める共和党との隔たりが大きい均衡予算達成方法についての合意形成が焦点となり、併せて連邦支出の最大分野であるメディケア（高齢者医療保険）、メディケイド（低所得者医療保険）の給付水準決定や社会保障の財源問題が課題となる。

他方、一連のスキャンダルもクリントン政権に暗い影を投げかけている。まず、アーカンソー州知事時代にセクハラを受けたとして、元同州職員のポーラ・ジョーンズ夫人が大統領を訴えている。一審は大統領側が、控訴審はジョーンズ夫人側が勝訴し、連邦最高裁に持ち込まれたこの裁判では、現職の大統領がその任期中に民事裁判で起訴されるべきか、任期が終了するまで起訴を延期させるべきかが第一の争点になっている。また、知事時代に関わったいわゆるホワイトウォーター疑惑については特別検察官が捜査を続けており、さらに、民主党全国委員会が昨年の選挙時に違法性の高い外国からの献金を受領していた疑惑について、議会が調査を開始することとなっている。

再選を果たした戦後の歴代政権をみると、アイゼンハワー大統領が高齢化で、レーガン

大統領が対イラン秘密武器輸出疑惑で急速にその支持を失うなど、二期目の大統領は人気が下落する傾向が強いだけに、それらのスキャンダルの行方が現政権に及ぼす影響が注目される。

## (2) ギングリッチ下院議長再選と第105議会の発足 (97/1-2)

米国第105連邦議会が1月7日開幕した。連邦下院は召集された後、直ちに議長選出を行い、共和党のニュート・ギングリッチ下院議長を再任した。共和党下院議長の再選は実に68年ぶりの快挙であるが、再任については1994年9月以来提起されていた同議長の倫理問題をめぐって共和党内でも意見が分かれるほど、直前まで楽観が許されない状況にあった。幸い同議長は、有効投票数425のうち、再選に必要な過半数を3票上回る216票を得たものの、共和党議員5人が下院倫理委員会の裁定後まで投票を延期するよう主張して棄権等に回り、4人が他候補に票を投じた。

倫理問題とは、同議長が1993年から95年の間、地元ジョージア州の2つの大学で講師として政治的宣伝活動の性質を帯びた講義を行った際、それにかかった費用を、当時同氏が委員長を務めていた共和党政治活動委員会に関係の深い団体の資金からまかなったことから、非課税扱いの寄付金を政治的に偏向した活動に使用することを禁じた連邦法に抵触する疑いが持たれ、下院倫理委員会による調査が開始されたものである。これに対し同議長が講義の政治的偏向性と共和党政治活動委員会の関与を否定する報告を倫理委員会に提出したことについても、誤解を招き情報を隠ぺいする目的で意図的に行われたとの疑惑が深まっていた。

同議長は、昨年の12月21日時点で大学の講義の性格とその資金に関する議会への報告が正確ではなかったと認め、倫理委員会の裁定に従う意向を示していたが、議長再任後の1月21日、連邦下院は倫理委員会が1月17日に決定した同議長への罰則内容を本会議での票決に持ち込み、395対28の圧倒的多数で、下院による公式懲戒処分と30万ドルの賦課金を徴することに決定した。副大統領に次いで大統領継承順位第2位の現役下院議長に懲戒処分が適用されるのは米国史上初めてのことであるが、同賦課金を罰金と見るか否かについては意見が分かれている（罰金とみれば充当資金が課税対象となる）。

第104議会における数々の法案成立の立役者として常に注目を集め、しばしばクリントン大統領以上に陽の目を浴び、1995年にはタイム誌の「年の人」にも選ばれたほど権勢を誇っていた同議長も、今回の倫理問題で影響力を大幅に低下させたため、今後の議会運営に少なからぬ影響を及ぼすものとみられる。

## [補足]

30万ドルの賦課金については、先の共和党側大統領候補であったボブ・ドール前連邦上院多数党院内総務がギングリッヂ議長に対し無利子の融資を申し出て話題となつたが、5月15日、同議長と連邦下院倫理委員会との間で合意が成立し、同議長が1万5,000ドルを自前で拠出して5月15日、98年6月1日、同年11月30日に各5万ドルずつ支払い、残りの1万5,000ドルは他人からの借入を認めた上、99年1月2日までに支払うこととなった。

### (3) 個別条項拒否権法の発効に対し連邦議員が提訴 (97/1-3)

昨年4月に成立していた「個別条項拒否権法」が1月1日発効し、連邦議会が可決した支出権限法案（米国では歳出予算を支出権限法という形式で議決する）について、その全体を拒否することなく部分的に却下する権限が大統領に与えられこととなつたが、翌1月2日、個別条項拒否権法に反対する連邦議会の議員団6人（共和党1人、民主党5人）が同法は合衆国憲法に抵触するとしてコロンビア特別区裁判所に提訴したため、当面大統領は同権限を行使することが不可能となつた。

提訴の主旨は、個別条項拒否権法が連邦法の規定を部分的に削除することにより結果的に無効にしてしまう権限を大統領に与えているのは、法律の制定又は改正について定めた合衆国憲法第1条に抵触するというものである。憲法第1条によると、大統領は提出された法案に対し三つの選択（署名する、拒否する、署名することなく法律として発効させる）を有するに過ぎない。反対派議員は、個別条項拒否は立法行為にあたり大統領の権限外で違憲であると批判している。また、提訴の背景には、同法が発効し大統領の権限が強化されると、支出権限法案の個別条項拒否をたてに歳出に無関係な法案にまで大統領が影響を及ぼそうとするのではないかとの懸念も存在する。

これに対しホワイトハウスや推進派議員は、同法は適正に成立した法律の執行の際に大統領に包括的な自由裁量権を与えることとしたものであり、憲法に定められている法律制定手続きに適用されるものではないから違憲とはいえない反論している。

そもそも個別条項拒否権については、州政府レベルでは既に43州で知事に権限が与えられているものであり、その大統領への付与は、1994年の中間選挙の際に共和党の政策綱領「アメリカとの契約」の主要項目の一つとして掲げられ、以後両院の支配権を手中にした同党によって推進されてきたものである。議会の予算案のうち、無駄が多く不必要であると思われる部分だけの拒否を大統領に認めることにより、財政均衡化に役立てようとする意図を持つ同法であるが、今後の判決によっては、数少ない「アメリカとの契約」主要項目の実現が阻まれる可能性もある。

#### (4) クリントン大統領の一般教書演説 (97/2-1)

クリントン大統領は2月4日、連邦議会において二期目の施政方針を示す一般教書演説を行った。史上初めてインターネットでも生中継された今回の一般教書演説の冒頭、大統領は米国の現状に対し肯定的な見方を示しながらも、現在行動を起こすことこそ重要であるとして、今回の演説を「21世紀に向けた諸課題について、連邦議会と各州と全ての国民による行動の提起」であると位置づけたが、新鮮味のある内容に乏しかったうえ、たまたま当日、米国民の最大関心事の一つであったO. J. シンプソンの民事裁判判決が出るのと重なったこともあり、大方の国民はそれほどの注目関心を示さなかった。

「まず未完成となっている課題を早急に達成しなければならない」と述べた大統領は、課題として、均衡予算、政治資金改革、福祉改革を挙げたが、均衡予算については2002年までにこれを実現すると述べる一方、共和党が求める均衡予算を義務づける憲法修正には反対する立場を表明したほか、政治資金改革については「改革の遅れは死をもたらす」として、夏までに政治資金改革法案を成立させるよう求めた。また、福祉改革については、昨年8月に署名した福祉改革法の内容のうち、合法移民に対する福祉のカットについて、これを回復させたい意向を示した。

次に二期目4年間の政策課題について、大統領は教育問題を最重要課題と位置づけた。選挙公約の「全ての国民が8歳で字が読め、12歳でインターネットに接続でき、18歳で大学に通え、大人になっても生涯学習を続けることができる社会」を最終目標に、教育内容に関する全米基準の設置や優れた教員の養成、ボランティアの動員等、10項目に渡る教育改革を列挙した。

その他、重要な国内政策の課題として、インターネット、医療技術、家族の絆、メディケア、治安、青少年犯罪、環境問題等に言及したのに加え、外交面については、NATOの拡大、对中国政策を始めとしたアジア政策の重視、世界経済における米国の繁栄、世界の秩序維持における米国の役割の重要性等が目標として掲げられたが、今回は、何ら日本についての言及はみられなかった。

#### (5) 予算均衡のための憲法修正案上院で否決 (97/3-1) →30ページ

#### (6) 連邦政府予算個別条項拒否権法に違憲判決 (97/4-2)

コロンビア特別区連邦裁判所は4月10日、本年1月1日に発効した個別条項拒否権法は法律の制定又は改正について定めた合衆国憲法第1条に抵触し違憲であるとする判決

を下した。

個別条項拒否権法は、1994年の中間選挙の際に共和党の政策綱領「アメリカとの契約」の主要項目の一つとして掲げられ、以後両院の支配権を手中にした同党が共和党大統領の選出を視野に入れつつ1996年4月に成立させたものであり、その内容は、連邦議会が可決した歳出予算についてその全体を拒否することなく部分的に却下する裁量権を大統領に与えるというものであったが、発効翌日の1月2日、同法に反対する民主党連邦議員5名及び共和党前連邦議員1名が提訴したため、大統領の同権限行使は当面不可能となっていた。

合衆国憲法第1条は、大統領は提出された法案に対し三つの選択（署名する、拒否する、署名することなく法律として発効させる）を有するにすぎないとしているが、反対派議員は、個別条項拒否は同条に定められた大統領の権限外で立法行為にあたり違憲であると批判していたのに対し、ホワイトハウスや推進派議員は、個別条項拒否権法は適正に成立した法律の執行の際に大統領に包括的な自由裁量権を与えることとしたものであり、憲法に定められている法律制定手続きに適用されるものではないと反論していた。

本件について今回裁判所では、個別条項の拒否は法律の廃止と同様の意味を持ち、法律の廃止は憲法に定められた適正な手続きに依らなければならぬとしたうえで、同法により議会は法的に委譲することのできない権限を大統領に渡すことになるため明らかに違憲であるとの判断を示した。ホワイトハウス側は、現時点では原告に何ら実質的被害が及んでないため、司法判断にはなじまないとも主張していたが、裁判所は既に来年度予算の審議が進行中であり、同法は連邦議員にとってまさに身に迫る危険であるとしてこれも退けた。

今回の判決後、原告被告の双方は連邦最高裁の司法判断を求めて上訴していたが、最高裁では4月23日、5月27日に本件の審査を開始することを決定しており、今後の最終的な司法判断の行方が注目される。

#### （7）大統領の免責特権とポーラ・ジョーンズ裁判（97/5-2）

クリントン大統領のアーカンソー州知事時代、セクハラを受けたとしてポーラ・コービン・ジョーンズ夫人が同大統領を訴えていた裁判については、現職の大統領がその任期中に民事裁判で起訴されるべきか、任期が終了するまで起訴を延期させるべきかが第1の争点となり、第1審では大統領側が、第2審ではジョーンズ夫人側が勝訴していたところで

あるが、連邦最高裁は5月27日、裁判の延期を求める大統領側の主張を9対0の全員一致で却下する判決を下した。

本件は、元アーカンソー州の職員だったジョーンズ夫人が、1991年5月に当時のクリントン同州知事からホテルに呼び出され、みだらな行為を強要されたが、それを拒絶したためその後昇任を拒否されるなどの嫌がらせを受けたとして、70万ドルの損害賠償を求めて1994年に提訴していたものであるが、クリントン大統領はジョーンズ夫人には会ったこともないとして容疑事実を全面的に否定している。当初マスコミは学歴の低いジョーンズ夫人に偏見を抱き、本件を単なるゴシップとして正当に取り上げようとした経緯があるが、大統領再選後マスコミの自己批判の動きもみられるようになった。公判を嫌う大統領側では本件が最高裁で審理される前に示談に持ち込もうとしていたが、ジョーンズ夫人側があくまで大統領の謝罪を求めしたことから決裂している。

裁判にあたって大統領側は、三権分立の原則により司法府は大統領の職権に干渉できないこと及び現職大統領は職務執行の重要性に鑑みて任期を終えるまで民事裁判から免責されるべきことを主張していたが、最高裁は、三権分立の原則により大統領に対する司法行為が全て禁止されているわけではないとし、また、1982年のニクソン対フィッジエラルド事件において大統領が公務を原因とする民事訴訟からは絶対的に免責されるとの最高裁判決が下されているが、本件は公務外の行為であり免責の理由にあたらないとして両主張とも退けている。

今回の判決はジョーンズ夫人側の損害賠償請求そのものを認めたものではなく、今回の判決により直ちに民事裁判が進展するということになる訳ではない。判決の中では、大統領の職務を尊重し、今後の裁判実施スケジュールを考慮すべきことにも言及されており、大統領側に裁判を長期化させる口実を与える危険性があるうえ、大統領側から別の訴訟が提起される可能性もある。

しかしながら、国家元首の大統領といえども法の上に君臨することはできないという原則を明らかにし、ジョーンズ夫人の市民としての裁判を受ける権利を保障したことには大きな意義があり、同判決は法律関係者のみならず、各界から大きな注目を浴びている。

#### （8）連邦政府予算個別条項拒否権法に対する訴え棄却（97/6-1）

連邦最高裁判所は6月26日、連邦議会が可決した歳出予算についてその全体を拒否することなく部分的に却下する裁量権を大統領に与える個別条項拒否権法は法律の制定又は改正について定めた合衆国憲法第1条に抵触し違憲であるとした下級審判決を7対2

の多数で退け、クリントン大統領の同法による権限行使に道を開いた。

同法は1996年4月に成立したものの、発効翌日の本年1月2日、同法に反対する民主党連邦議員5名及び共和党前連邦議員1名が提訴したため大統領の同権限行使は当面不可能となっていた。4月10日にはコロンビア特別区連邦裁判所において「個別条項の拒否は法律の廃止と同様の意味を持ち、同法により議会は法的に委譲することのできない権限を大統領に渡すことになるため明らかに違憲である」との判断が示されたが、その後原告被告の双方は連邦最高裁の司法判断を求めて上訴していた。

今回最高裁は、個別条項の拒否自体が合憲か否かについては判断を下さず、議員側の訴えはあまりに抽象的であり現段階では同法による具体的、個人的な被害が認められないため訴える権利がないとした。また、同法により委譲することのできない権限を大統領に渡すことになるとした下級審の判断については、議会側は同法を廃止することや歳出法案に個別条項拒否ができない旨の条項を盛り込むことも可能であり、十分な対応策があるとしてこれを退けた。ただし、今後個別条項拒否権の行使により連邦の資金や権益に何らかの被害を与えたということになれば訴えの権利を有することになるとの意見も付記されている。

原告の一人バード上院議員（民主党）が、今回の判決を一時的な後退にすぎないとして、「地方政府や一般市民が同法について司法的救済を求める日が必ず来るであろう」としているのに対し、クリントン大統領は「個別条項の拒否は予算の無駄をなくす有効な手段である」として本判決を歓迎している。大統領は歳出予算あるいは税制に関する法案に署名し成立させた後、5日以内に個別の条項について拒否することができることとなり、現在審議中である来年度予算に与える影響が注目される。

#### （9）全米芸術基金廃止の危機（97/7-2）→46ページ

#### （10）クリントン大統領、個別条項拒否権を初行使（97/8-1）

クリントン大統領は8月11日、議会で成立し、自らも署名していた歳出予算案及び減税案のうち3つの項目について、先般付与された個別条項拒否権を初めて行使した。

昨年4月に成立した個別条項拒否権法は、連邦議会が可決した予算案（歳出法案）及び税制法案（歳入法案）について、その全体を拒否することなく部分的に却下する裁量権を大統領に与えるというものであるが、この裁量権の委譲については法律の制定又は改正について定めた合衆国憲法第1条に抵触するのではないかとの疑義が提示されている。本年1月民主党議員等から提起された違憲訴訟において、去る6月連邦最高裁は、現段階では

同法による具体的、個人的な被害が認められないため同法の違憲性を問う権利が発生しておらず、今後個別条項拒否権の行使により連邦の資金や権益に何らかの被害を与えた場合には改めて訴訟の対象となる旨判示していた。

今回大統領は、外国投資を行う金融機関に対する課税率は業者への過大な優遇であるとしたほか、砂糖大根の加工工場売買に関する減税案は特定の事業家（共和党への大口献金者）を優遇しているとして、また、ニューヨーク州に対するメディケイド（低所得者医療保険）予算の分配は過大であり他州と均衡を失するとして各条項を拒否している。

クリントン大統領は同拒否権の行使について、「今後大統領は歳出予算法案、税制法案を承認しつつ、無駄な支出や税金の抜け道を拒否することができるようになる」としているが、共和・民主両党の大幅な妥協の末7月末ようやく成立した法案であるだけに、ギングリッチ下院議長（共和党）は「個別条項の拒否は不要な政治的思惑に基づくものだ」として批判している。

今回の個別条項拒否による支出削減額は5年間で6億ドルと見積もられており、先般成立した均衡予算法案による削減額が同じ期間で1,200億ドルであるのに比較するとわずかなものであるほか、減税案に対する拒否権については、100以下の個人又は法人に影響を及ぼす減税案にしか行使することができないこととなっているため、個別条項拒否権行使が与える影響は全体としてみれば甚大であるとはいえないが、来年度2億ドルが削減されることになるニューヨーク州では脅威を持って受けとめ、最終的には個別条項拒否権法の違憲性について司法に訴えることも辞さない構えであり、民主党系のニューヨーク・タイムズ紙もクリントン大統領の拒否権行使を批判し、共和党パターク知事の巻き返しを支持している。なお、連邦議会は拒否権行使後30日以内にこれを覆す議決を行うことができるため、最高裁の判断と合わせて今後の動向が注目される。

#### (11) クリントン大統領の個別条項拒否権発動に反発強まる (97/10-2)

クリントン大統領は本年8月個別条項拒否権を初めて行使したところであったが、10月に入り同権限の本格的な行使が始まった。

同大統領は10月6日、92億ドルの軍事施設建設予算法案中、38の支出項目（総額2億8,700万ドル）に対して個別条項拒否権を発動したのを皮切りに、国防省予算法案中13項目、エネルギー・水資源開発事業予算法案中3項目に対して同拒否権を発動した。法案の内容が精査され、議員が地元に利益誘導を図っていると思われる不必要的支出事項が拒否の対象となつたが、これに対して同権限の大統領への付与を推進してきた共和党議

員から攻撃的に使用しすぎているとの批判が出ている一方、まだまだ十分でないとの意見があるほか、同拒否権が発動された項目の総額（約20億ドル）は既に可決された歳出法案総額の1%未満に過ぎず、1兆6,000億ドルの連邦政府予算の中では大した意味を持たないとして、無駄な支出の削減に必ずしも役立っていないとの批判もある。

また、同権限については本年1月民主党議員等から違憲訴訟が提起されていたが、連邦最高裁において現段階では具体的な被害が認められないので同権限の違憲性を問う権利が発生していないとされていた。しかし一連の権限行使を受けて、ニューヨーク市のジュリアーニ市長（共和党）が10月15日、個別条項拒否により連邦政府からニューヨーク州に対するメディケイド（低所得者医療保険）補助金が削減されるのは違憲であるとして提訴したのを始め、連邦政府職員労働組合及びアイダホ州じゃがいも生産農家からも個別条項拒否権行使の違憲性を問う訴訟が提起されており、今後の司法判断が注目されている。

連邦議会では、大統領が個別に拒否した条項について拒否から30日以内に過半数の賛成により同拒否権を覆すことができる。これに対し大統領は再度拒否することができ、議会は3分の2の多数によりこれをさらに覆すことができることとなっているが、上院では10月30日、前記軍事施設建設予算法案38項目のうち34項目を当初案どおり残す旨69対30で可決しており、個別条項拒否権を発動された他の条項に対する今後の議会の対応も注目されよう。

#### **(12) 連邦高速道路予算議決持ち越しにより各州に不安（97/10-3）**

連邦議会上院で審議されていた今後6年間の高速道路等建設に係る予算法案（1,450億ドル）は審議が難航したため、多数党である共和党のトレント・ロット院内総務は10月28日、同法案審議の来年持ち越しを宣言した。各州の道路・橋梁の建設及び維持補修は大幅に連邦資金に依存しており、今回の決定で各州は来年までの半年間新年度予算未配当となることから、大きな不安が広がっている。

上院ではかねてより政党に対する政治献金規制を目的とした政治資金改革法案の審議をめぐって議事が紛糾しており、同法案推進派の民主党側と一部の共和党議員が反対派の共和党側に圧力をかけるため、審議中の他の法案に議事妨害を行うという戦術を探っていた。高速道路法案はそのあたりを受けて成立の見込みが立たなくなってしまったものである。

連邦議会下院でも高速道路法案は成立していないものの、10月1日にはとりあえず今後6ヶ月間現在と同程度の連邦資金を支出し、来年再度同法案を審議する旨可決されており、上院民主党側も同様の措置であれば認めるとしているが、ロット議員は「同法案が成

立しないのは民主党の政治的駆け引きに責任がある」として非難し、これに応じない構えである。

各州では現在1,900件の高速道路建設等が進行中であるとされており、今回の決定を懸念する全米知事会では「同法案の不成立は各州に悲劇的な影響を与える」として両党の首脳に書簡を送り、本年中も引き続き旧年度と同程度の連邦資金を各州に支出するよう求めている。

対応を迫られる各州では、旧年度連邦資金の余剰金があるミネソタ州等では当面それで対応し、カリフォルニア州では10億ドルを他の新年度予算から流用した上、連邦資金が交付され次第補填することとしている。深刻なのはノースダコタ等北部の州で、気候が暖かいうちにしか工事ができないこれらの州では、連邦の決定の遅れが新年度の工期に重大な影響を与える可能性があるが、何よりも同法案が不成立になることは各州で多大な失業者を発生させることになると懸念されている。

#### (13) 全米芸術基金、廃止の危機を回避 (97/10-5) →47ページ

#### (14) 連邦議会、年内の日程を終了 (97/11-6)

本年1月7日開幕した米国第105連邦議会（会期2年間）が年内の日程を終了し、11月13日散会した。

今年の前半は、政策の中道化を強め共和党寄りになったと言われるクリントン大統領と共和党主導議会とが協調的雰囲気にあり、同大統領が年頭予算教書で盛り込んだ各会計年度の歳出超過を是正し2002年までに予算を均衡させる計画を実施に移す最終的な予算均衡及び大型減税法案が可決された8月には、クリントン大統領とギングリッチ下院議長が歴史的快挙を共に祝福した程であった。

しかし、本年後半から両党は党派性を前面に押し出し、対立が目立つようになった。共和党は民主党の主張する選挙資金改革を妨げ、またメキシコ大使をはじめとする政府要職の任命についても大統領の指名を度々拒否してきたのに対し、民主党は共和党及びクリントン大統領が求めていたファースト・トラック法案（外国との通商交渉において議会に諮ることなく行使しうる包括的権限を大統領に与えるもの）について、支持団体である労働組合の反対を受けてこれを阻止している。

両党とも来年実施される中間選挙を前に、独自色を主張し有権者に訴える方向に転換しつつあり、民主党側が「共和党内右派が同党の政策を現実的なものからよりイデオロギー的なものへ変えている」と共和党を批判するのに対し、共和党側は民主党が大統領

への包括的通商交渉権付与に反対したことなどを「民主党ではなく労働党だ」と非難している。

今後共和党側は中絶など社会問題を取り上げて大統領に対峙していくものと思われ、一方民主党側は政治資金改革問題に焦点を当てて有権者に訴えていく方針とみられるが、共和党が今後ますます保守化傾向を強めるものとみられるのに対し、民主党では次の大統領候補を狙うゲッパート下院少数党院内総務を中心に、クリントン大統領の中道路線より左傾化した旧来の民主党色（労働組合路線）を強める動きが活発化している。民主党大統領候補最右翼のゴア副大統領は選挙資金疑惑解明の独立検察官任命問題を切り抜けたこともあり、民主党内でゴア対ゲッパートの戦いが今後熾烈化していくものと見込まれる。

### \* \* \* 地方政治 \* \* \*

#### （1）ニューヨーク市における市長と市議会の権限論争及び憲章改正の是非

（97/1-7）

ニューヨーク市のヴァロン市議会議長（民主党）は1月6日、政策決定における市長の権限が議会に比べて強すぎ、バランスを欠いていると述べ、市の憲章改正に対する強い意欲を表明した。特に、現在市長単独の権限である歳出予算額の決定権についてより議会の権限が及ぶようにしたい意向であるが、これに対しジュリアーニ市長（共和党）は、同市は1990年に憲章の大改正を行ったばかりであり、改正の必要はないとのコメントしている。

憲章とは、当該自治体の設立・存続に関する基本法規であり、自治体の管轄区域、組織、権限等が記されたものである。この改正について、ニューヨーク州法は、憲章改正委員会の設置と委員選任の権限を市議会に与えており、同委員会が作成した憲章案は、住民投票の承認を受けた上で発効することになっているが、同議長は今年中にこの委員会を設置し、1999年には住民投票に持ち込もうと企図している。

市長と市議会とは、これまで市憲章に示された権限を巡ってしばしば法廷闘争も演じている。最近では、予算の修正議決をめぐって市長予算と議会修正議決のいずれが有効か法廷闘争に持ち込まれた事例や、警察官の汚職防止のための独立的な査察委員会の設置に関する法案を議会が可決したため、市長が提訴した例がある。後者は、同法律が委員は議会及び市長により任命されると規定していたため、新機関設置の際の委員の任命権は市長のみにあると定めた市憲章に抵触するとして市長側が訴えたもので、州最高裁は、1月9日、市長の主張を認める判決を下した。この判決を機に、議会側はますます市憲章を改正すべきであるとの姿勢を強めている。

しかし、議会の権限拡大を目指す今回の議長の行動については、民主党寄りのニューヨークタイムズ紙も、その社説の中で、市長とそりが合わない議長が市長に対抗するため権限を強めようとしていると分析し、そのようなことは憲章改正の理由にされるべきではなく、現憲章は維持されるべきであると論評している。

なお、1990年の憲章改正は大ニューヨーク市の発足した1898年来の大改正といわれ、その際、予算の承認権、行政運営におけるさまざまな監督権限、事業の許認可権等の広範な権限を有し、市の政策決定に極めて重要な役割を占めていた市理事会（Board of Estimate）が廃止された。同理事会の権限は市長と市議会に分割移管され、実質的に市長の権限が強化された。以後、ニューヨーク市は、米国の強市長型地方政府の中でも最も強い市長を持つに至っている。

## （2）ニューヨーク州の賃貸住宅家賃規制法をめぐる議論（97/5-3）

ニューヨーク州では、州法である賃貸住宅家賃規制法により州内110万戸の賃貸住宅の家賃上昇が制限され、特にニューヨーク市では70万戸のアパートのほとんど全てが同法の適用を受けてきたが、本年6月15日の同法失効期限を目前として継続の是非をめぐり激しい議論が戦わされている。

同法はもともと1940年代、戦時中の住宅問題解決のための臨時の措置として設定されたものであるが、撤廃による世論の反発を恐れる政治的事情によりその後も継続されてきたという経緯がある。現行法の内容は家賃の上昇を制限しながらも、年収が2年間に渡り25万ドルを超える高額所得者及び月に2,000ドル以上の家賃を支払っている者については同法の保護の対象としないこととしている。

同法継続の可否をめぐり、ニューヨーク州議会においては、州北部を基盤とする共和党主導の上院が、同法こそ住宅不足を加速し家賃を高騰させる原因であるとして同法を失効させ家賃を市場原理に委ねるべきものと主張するのに対し、ニューヨーク市選出議員の多い民主党主導の下院では、賃貸住宅入居者を保護するため同法を無修正で継続することを主張していた。

ジョセフ・ブルーノ上院多数党院内総務（共和党）が強硬に同法継続に反対し、シェルドン・シルヴァー下院議長を始めとするマンハッタンやブルックリン選出の民主党議員がニューヨーク市のジュリアーニ市長（共和党）とともに同法の継続を求める中で、パターク知事（共和党）は5月11日、妥協案として家賃の額に関わらず所得要件を17万5,000ドルに引き下げる事、入居者が転居又は死亡した場合には同法の保護を失うこと

等を提示した。しかし、同法継続賛成派からは妥協案は同法の廃止を企図していることは変わりがないとして、また継続反対派からは同法が廃止されるまでに時間がかかりすぎるとして双方とも賛同は得られていない。

パターク知事案を実施した場合、地域によっては家賃が30%程度高騰する可能性があるとの試算がヴァージニア大学により示される中、同法継続に賛成の市民グループ、反対の不動産業者等の双方はテレビやラジオを使って一般市民に訴える作戦に出ており、賛成派の市民グループは約8,000人規模のデモまで行うという過熱ぶりとなっている。

来年、州知事選での再選を目指すパターク知事としては、このまま失効期限を迎えてしまうことだけは避けなければならないとしているが、依然妥協点は見いだされておらず、今後の対応と世論の反応が注目される。

### (3) ニューヨーク州の賃貸住宅家賃規制法問題に決着 (97/6-5)

ニューヨーク州では、賃貸住宅の家賃上昇を制限する州法「賃貸住宅家賃規制法」が6月15日に失効するのに伴い、その継続の是非をめぐって激しい議論が戦わされ、マスコミを使った宣伝合戦や同法継続を訴える市民デモが行われるなどの白熱した状況となっていたが、州議会民主共和両党は6月16日合意に至り、6月19日には同法を若干改正したうえで今後6年間継続されることを承認した。

同法継続の可否をめぐっては、共和党主導の州上院が同法を失効させ家賃を市場原理に委ねるべきものと主張するのに対し、ほとんどのアパートが同法の適用を受けているニューヨーク市からの選出議員の多い民主党主導の下院では同法の継続を主張していた。5月にはパターク知事（共和党）が、転居等により空室になったアパートは同法の保護の対象としないこと等を盛り込んだ調停案を示していたが、民主党や市民団体からの猛反対に会い撤回している。

今回の主な改正点として、入居者の転居や死亡等により空室になった場合に認められる賃借料値上げ率が14~16%から20%以上に引き上げられるほか、同法の保護の対象となる入居者の所得制限額は年25万ドルから17万5,000ドルに引き下げられる。また、これまで入居者は居住権を無条件で親類等に譲渡することが可能であったのが一親等までに限定される一方、家主が家賃の上昇を企図して入居者に立ち退きを迫るなどの嫌がらせをした場合の罰則規定も設けられている。

同法の保護の対象となる要件は多少厳しくなったものの、同法継続を主張してきた民主党関係者をはじめ市民団体等は今回の結果を完全な勝利であるとしており、逆にアパート

の所有者たちは一様に失望の色を隠せない。ブルーノ上院多数党院内総務を筆頭に、共和党では当初同法継続に強行な反対姿勢を示していたが、広範な反対運動に会い態度を軟化させるとともに、来年州知事選での再選を目指すパターク知事としても同法を失効させてしまうことだけは避けなければならず、大幅な妥協を迫られた。対照的に同法継続に力を尽くしたシルヴァー下院議長（民主党）やジュリアーニ・ニューヨーク市長（共和党）は市民の評価を受け明暗を分けた形となった。

#### （4）ワシントンDCの行財政改革と自治権（97/8-2）

クリントン大統領は8月5日、ワシントンDC（以下DC）の行政部局監督権限を市長及び市議会から連邦議会によって創設されたDC財政統制委員会に委譲する法案に署名した。

DCには、1975年に公選の市長と市議会（議員13人）による代表政府が設立され初めて自治権が認められたが、連邦議会がDCの財政に関する最終権限及び立法権限を持ったため、市内就業者の3分の2を占める非居住者への課税が禁止されるなど多くの制約を伴うものであった。また、市域の半分以上を占める非課税の連邦機関、非営利団体、各國大使館の存在による課税基盤の著しい減退や、自治権とともに受け継いだ警察官、教員等に対する財源未措置の年金債務は大きな財政負担となっているのに加え、DCは通常州が負担するメディケイド（低所得者医療保険）、刑務所運営、高等教育といった行政サービスを単独で提供する責任も有している。コロンビア特別区といいういづれの州にも属さない特別の立場に由来する制約に加え、マリオン・バリー市長（1979年～90年、1995年～現在）の下での放漫・非効率な行財政運営によってDCは財政赤字、サービスの質低下、税金の高騰、住民の郊外流出という悪循環の財政破綻状態に陥っていた。

アメリカの顔ともいるべき首都ワシントンの危機的財政状況を開拓するため、連邦議会は1994年4月に大統領任命の5人の委員によって構成される財政統制委員会を設置し、DCの自治権を制約する広範な行財政再編成権限を与え、その改革に取り組んできたところであり、同委員会は昨年12月、DCの恒久的財政安定のためには連邦政府へのサービス移管が不可欠との提言を発表していた。今回の措置によりホーム・ルールは実質的に停止されるが、財政改革を始め、統治形態及び連邦政府との関係見直しが促進されるものと期待されている。

これに対して、バリー市長を始めDC住民、黒人指導者のジェシー・ジャクソン師等は公選市長、市議会からの権限剥奪を「民主主義の死」であるとして反発しており、約100

人のデモ隊が財政統制委員会の事務所に押し掛け逮捕者も出るという騒ぎになったほか、大統領の同法案署名に当たっても300人がホワイトハウス前で抗議行動を行っている。行政手腕に疑問を呈されているバーー市長は、麻薬犯罪で有罪となった後にも返り咲くほど、黒人の多いDCでは人気があるだけに、今回の措置は同市長を悲劇のヒーローに祭り上げ、来年5選を目指す同市長に有利に働くことになるのではないかとみられている。

#### (5) 全米知事会におけるギャンブルに関する議論 (97/8-3)

全米知事会は本年7月27日から30日まで、ギャンブルで名高いネバダ州ラスヴェガスにおいて年次総会を開催したところであるが、同年次総会において政治とギャンブル産業の微妙な関係が改めて浮き彫りにされた。

米国では、ラスヴェガスのようなギャンブル都市のほかリバー・ポートやインディアン居留区においてカジノ経営が合法化されているため、現在ユタ、テネシー、ハワイの3州を除く全ての州にギャンブル産業が存在している。年間250億ドルの収益が見込まれる同産業は年間約14億ドルの州・地方税を納めているほか、100万ドルの収益に付き13の新しい雇用を創出していると言われ、地域の経済・財政に大きく貢献している。

近年は米国経済が好調であるため、税収源としてのギャンブルに期待する傾向は減少しているものの、政治資金源として同産業が重視されることが特に問題となっており、ギャンブルに反対する保守的なクリスチャン団体等の草の根運動がしだいに有力になりつつある状況の中で、政党内においても軋轢が生じつつある。

共和党内では、伝統的な家庭の価値を強調する同党が家庭破壊の原因となるギャンブル産業から多額の献金を受けていることについて強い批判があり、ギャンブル産業からの献金を受け取っていない現全米知事会議長のジョージ・ヴォイノヴィッチ知事(オハイオ州)は、共和党全国会議に対して自身と同様に同業界からの献金を拒否するよう訴えている。その一方で地元にギャンブル公認のアトランティック・シティーを抱えるニュージャージー州のクリスティーン・トッド・ホイットマン知事は、同知事自身が自分の息子をアトランティック・シティーに連れて行った時の体験について「非常に居心地の悪いものであった」と正直な感想を述べながらも、「それでも医療や教育等のプログラムを実施する財源の助けとなり、州の予算には非常に大きな影響を与える」と二律背反的な心情を語っている。

ギャンブルのもたらす経済的効果については、生産性の喪失や犯罪、政治的腐敗を招き結果的に利益にならないとする学者もあり、連邦レベルではギャンブルの社会に与える悪

影響を懸念する共和党議員の発議により、昨年「ギャンブルの与える影響と政策に関する委員会法」が成立し、ギャンブルによる社会的、経済的影響を調査することとしたほか、本年の第105議会においては「インターネットによるギャンブル禁止法」が成立している。

#### (6) ニューヨーク州第220議会、最長記録で閉幕 (97/8-4)

ニューヨーク州第220議会は8月4日、210日間という歴史的な会期の長さを記録してようやく終了した。4月1日に始まった新会計年度を超えること126日、提出された法案は下院約8,000本、上院約5,800本でそのうちの749本が両院を通過している。

今議会の審議を遅らせた主要な要因は、予算審議が遅れて新会計年度にずれ込んだ場合でも短期間の州政府運営経費支出を認める緊急歳出法案が昨年成立し、新年度開始前に予算を成立させなくとも大きな支障が生じなくなったこと、また賃貸住宅の家賃上昇を制限する州法「賃貸住宅家賃規制法」が6月15日に失効した際、同法の継続に反対する共和党主導の上院と賛成する民主党主導の下院の議論の間で予算審議がないがしろにされたことであった。

今期議決された予算は総額680億ドルで前年比5%増となっており、財産税及び所得税の減税や1999年から100ドル以下の衣類にかかる4%の州売上税を廃止する内容が盛り込まれているほか、学校建設費や教育プログラムへの支出が増額されている。反面知事が当初提案していたメディケイド（低所得者医療保険）や高等教育への支出削減は見送られた。また、政治資金の報告を義務づける法案は議決されたが、最近問題となっている未成年者の凶悪犯罪について成人と同様に罰しようとする法案は通過しなかった。

今回の予算案に対しては、減税と教育経費の増額を同時に行うことは長期的に見て州財政に悪影響を及ぼすとの専門家の指摘があるほか、メンバー・アイテムズと呼ばれる各議員が特定の産業や選挙民に取り入るための補助金等の予算が1億5,000万ドルも潜り込ませてあると批判されている。また、他の法案ではニューヨーク市警察職員の教育権限を警察長官から外部の委員に委譲する旨の法案や、ニューヨーク市の教職員に早期退職を認める法案にも反対の声がある。それらの法案に署名するか拒否権を発動するか、パターク知事の判断が注目されよう。

#### (7) 地方政治の現場に忍び寄る暴力の影 (97/8-6) →57ページ

#### (8) アリゾナ州知事、有罪判決で辞任 (97/9-4)

アリゾナ州のファイフ・サイミントン知事（共和党）は、USスチール社の創立者ヘン

リー・クレイ・フリックの曾孫に当たるが、ベトナム戦争時には空軍に従軍し、その後不動産関係のビジネスマンから1990年知事選に出馬・当選し、知事としては財政保守派及び自由市場推進者として評判を博し、1994年から2期目を迎えていた。

しかし、同知事がビジネスとして1980年代から90年代初頭にかけて手掛けた20余りの不動産開発事業はそのほとんどが不成功であったため、1990年の知事選出馬当初から同氏の経済状態に疑いが持たれていた。実際同知事は2期目に入った1995年破産宣告を行っているが、1996年には、かつて同知事が大規模なホテルやショッピングセンターの建設を手掛けた際、銀行から融資を受けるために自己の資産額を実際より多く見せかけようとし、虚偽の文書を作成した容疑により起訴されていた。

同知事は記載内容が不正確だったのは単純な間違いだったとして無実を主張し、1998年の3選を目指す姿勢を示していたが、アリゾナ州連邦地方裁判所は9月3日同知事に有罪を宣告したため、州法の規定により9月5日を持って辞任することになった。同知事は今回の有罪判決を不服として上訴する意向である。

同州には副知事職がないため、後任として州務長官のジェイン・ディー・ハル女史が残任期間知事に就任することとなった。1979年から1993年まで同州下院議員及び議長を務めた後、州務長官に就任していた同女史は、この度の一件により期せずしてニュージャージー州のクリスティーン・Todd・ホイットマン知事、ニューハンプシャー州のジーン・シャヒーン知事に続く全米3人目の女性知事となった。

なお、サイミントン知事は昨年ホワイトウォーター事件関連で詐欺行為と共同謀議で有罪となったアーカンソー州のジム・ガイ・タッカー知事（民主党）、1993年に知事選の選挙資金を不正取得した罪で有罪となったアラバマ州のガイ・ハント知事（共和党）に続いて、90年代における有罪判決により職を追われた3人目の州知事となった。

#### （9）マイアミ市の廃止統合案、住民投票で否決（97/9-6）

観光地として有名な米国南部フロリダ州のマイアミ市は、明るい太陽のイメージとは裏腹に全米の大都市で4番目の貧困都市といわれ、貧困や腐敗、犯罪の多発、人種間の軋轢といった様々な問題を抱えている。

同市では昨年秋、シティー・マネージャーと市理事会委員の汚職が発覚し、さらに2億7,500万ドルの予算中6,800万ドルの不足を来すという異常事態が生じたが、これを契機として、同市を廃止し上位の広域行政政府であるデイド・カウンティーに吸収された方がよいとするという動きが出てきた。

米国には市とカウンティが対等合併している例がサンフランシスコ、デンバー、ホノルルなど8団体、また市がカウンティの一部として吸収統合されている例がフィラデルフィアなど13団体あり、行財政の簡素合理化に貢献しているため、マイアミもそのような方策を探るべきだという意見が出てきたわけである。

もともと同カウンティは比較的豊かで低税率であることから、裕福な住民はマイアミ市を離れて郊外の同カウンティに居を移す傾向にあったが、同市廃止推進運動の中心となっていた市内でも富裕な地域に住む白人住民は、カウンティに吸収されることにより税率は下がり、良質で責任のある行政サービスが受けられるようになると主張していた。

しかし、37万市民の60%を占めるヒスパニック系住民は、市が廃止されカウンティに吸収されたとしても市内の富裕な地域が独自に新市を形成しカウンティには貧困な地域だけが残されることになるのではないかと懸念し、反対の姿勢を示していた。

市民の大半を占めるヒスパニック系住民が反対していることから、事前の予想でも同市が廃止される可能性は薄いとみられていたが、9月4日に住民投票が実施された結果、圧倒的多数で同市の存続が決定した。投票率は22%であったが、投票者の85.1%が同市廃止に反対し、14.9%が賛成している。

また、同日の票決で市長の市理事会に対する拒否権及びシティーマネージャーの罷免権が認められたほか、これまで全市域を1選挙区として選出されていた市理事会委員が選挙区毎に選出されることとなった。

昨秋の財政危機に際し、ロートン・チャイルズ州知事が任命した監督委員会が設置され、その指導により健全財政を実現するための5年計画が立案されているが、今後観光地として世界的に有名な同市がどのように再生していくのか注目される。

#### (10) 大都市ロスアンゼルスの分離運動の動向 (97/10-7)

ロスアンゼルス市は面積180km<sup>2</sup>、人口360万人とニューヨーク市に次いで全米第二の大都市であるが、市域が巨大になりすぎ責任のある行政サービスを期待できないとして、同市から分離し新市を形成しようとする運動が市内の様々な地区で発生している。

特に同市北部のサンフェルナンド・ヴァレー地区は、面積85km<sup>2</sup>、人口140万人と市内で3番目の人口集積地区でありながら、図書館の図書数では市内6番目、市内に34ある美術館・博物館のうち同地区にあるのは1つだけであり、軌道式交通機関もないことから住民の不満が高まり、公平な行政サービスの実施を求めて同市から分離し、サンフェ

ルナンド・ヴァレー市を新設する動きが強まっている。最近行われた地元紙の調査によると、同地区住民の90%が分離に賛成している。

ロスアンゼルス市の市議会議員定数は15名で、この定数は1876年から変わっておらず、当時250人の市民を代表していた1人の議員が現在では24万人の市民を代表することとなっている。また同市の面積は、セントルイス、ミルウォーキー、クリーヴランド、ボストン、サンフランシスコ及びニューヨーク・マンハッタン区を合わせたよりも広大であり、市の肥大化が地方政府機能喪失の原因となっていることについて以前より批判があった。州議会では民主共和両党とも同市からの分離を求める住民の主張を「公正なこと」として評価しており、地域から分離申請があった場合には州内市議会がこれを拒否する権限を剥奪するとともに全市で住民投票を実施する旨の法案を可決し、ピート・ウィルソン州知事（共和党）も10月12日この法案に署名した。これにより分離運動はさらに加熱しており、分離推進派は2000年の住民投票実施を目標に署名運動を展開している。

同市のリチャード・リオーダン市長（共和党）をはじめ市議会議員の大多数は、重要な税収源を失うことになるとして同地区的分離に反対し、事態の改善策として古い市憲章を改正し同市の機能を再活性化させることを主張しているが、地域のニーズに応えるような行政サービスを早急に提供しない限り分離を防ぐことはできないとみられている。また、同地区的分離運動の高まりは市内他地区の分離運動も活発化させており、今後の動向が注目される。

#### (11) 1997年州民投票の結果 (97/11-5)

11月4日の各種選挙と同時に、全米9州で43の案件が住民投票（レフェレンダム）に付された。全米的に注目されたものとして、オレゴン州で医師のほう助による自殺を認める州法の存続が確定したほか、メイン州では森林の伐採に関する提案が否決され、また、ワシントン州では銃砲への安全装置の取り付け及び所有者への安全講習の義務づけ提案が否決されている。

オレゴン州では1994年11月の州民投票により、51%対49%という僅差ながら医師のほう助による自殺を合法とする意見が上回り、全米で初めて医師のほう助による自殺を認める州法が成立したが、その直後に同法に対して違憲訴訟が提起されたため施行は保留となっていた。連邦地裁が95年8月「精神的に無力な末期患者に対する保護策が欠如している」として同法を違憲としたのに対し連邦高裁が本年2月27日「原告の医師らには同法による差し迫った不利益がない」として訴えを退けたのを受けてオレゴン州議会では本年

6月、同法について再度州民投票を実施し州民の意向を問う旨決定していたが、連邦最高裁が10月14日、連邦高裁と同様の判断を示したため、州民投票の結果が注目されていた。2度目の州民投票の結果、60%の支持により同法の存続が確定したものの、連邦政府がほう助を行った医師の免許剥奪を検討するなど反対の方針であることから、実際の実施はなお困難とみられている。

メイン州は州の面積の90%以上（約7万km<sup>2</sup>）が森林に覆われ、材木、木工品、製紙等の産業が重要な位置を占めている。現在森林の伐採にあたっては、広域的に樹木がなくなる状態まで伐採しているが、今後も現行の伐採法を継続するか、樹木のない区域を若干縮小するか、樹木がなくなるまで伐採することを完全に禁止するかで議論が分かれしており、州知事、大手製紙会社及び環境団体の間で成立した現行の方法に若干の規制を加える妥協案が今回州民投票に諮られた。しかし、同妥協案は伐採の実態に即しておらずかえって森林の乱開発につながるとする反対運動を受け、結局48%の賛成しか得られず否決されており、今後も環境保護と産業振興のバランスについて議論が続けられることになった。

一方、狩猟が人気のある娯楽となっているワシントン州では、銃砲への安全装置の取り付けと銃器所有者に安全講習受講を義務づける旨の提案がなされた。提案支持派が同案の実施により特に子供の銃による事故を減少させることができると主張したのに対し、反対派は銃砲の規制はプライバシー及び合衆国憲法で保障された武器携帯権の侵害であると主張していたが、支持派の運動が盛り上がりを欠いたことに加えて、同州に8万人の会員を有するロビー団体の全米ライフル協会が300万ドル以上の資金を投入し強力な反対運動を展開したことにより、71%対29%で否決されている。

### \* \* \* 選挙関係 \* \* \*

#### (1) ニューヨーク市の連邦議員選挙区割りに違憲判決 (97/2-5)

ブルックリン連邦裁判所は2月26日、ニューヨーク市の第12連邦議員選挙区の区割りが人種・民族を主な要素として行われており違憲であるとの判決を下した。同様の選挙区割りについては、連邦最高裁が1994年以来、国民の法の下の平等をうたった合衆国憲法修正第14条に抵触するとの判断を示しており、今回の判決もこれに従うものである。

今回の判決で連邦裁判所は、第12選挙区はヒスパニック系住民という構成要素により線引きされていると認定した上で、合衆国憲法修正第14条に抵触し違憲であるとして、ニューヨーク州議会に対し、区割りをやり直すように命じている。

しかし、そもそも、黒人やヒスパニック系住民が多く居住する地域に合わせて選挙区を設定することは、1965年に定められた連邦選挙権法の下に、マイノリティーの選挙運動への参加の拡充を目的として行われたものであった。同法は1982年の修正で、投票過程において差別であると結論づけられる行為は、差別の意図の有無に関わらず違法であるとし、マイノリティーの政治参加に対する差別を強く否定する姿勢を示していた。

ニューヨーク州議会では1992年に、マイノリティー中心の選挙区創設を要請していると解釈されていた同法に従う形で、ヒスパニック系住民の割合の高い選挙区割りが承認され、同年、プエルトリコ出身のニディア・ベラスケス下院議員（民主党）が選出されていた。

ところが、連邦最高裁は、1994年にノースカロライナ州の黒人居住地域に設定された選挙区の在り方に対して疑問を呈して以来、人種・民族的理由により設定された選挙区は違憲であるとの判断を示すようになった。ノースカロライナ州のケースでは、マイノリティーに配慮した区割りは、政治的アパルトヘイトに類似するものであり、白人選挙権者の平等な権利を侵害している、としたのである。

今回の判決では、選挙区割りは違憲とされたものの、これに伴う選挙のやり直しは求められていない。しかし、第12選挙区の見直しは6人程度の現職議員に影響を与えると見込まれる。今後州議会は7月30日までに改正案をとりまとめ、パターキ知事はこれに署名しなければならず、期限に間に合わなければ、裁判所が独自に改正案の作成者を任命することができることとなっている。

当初、選挙区割りの変更はマイノリティーの政治参加に大幅なマイナスになるという懸念が強かったが、ノースカロライナ州やジョージア州等の選挙区再編後実施された昨年11月の連邦議会下院議員選挙では、違憲とされた選挙区の5人のマイノリティー派議員が、区割り変更後も無事再選を果たしており、テキサス州では却って白人議員が二人落選した事実にみられるとおり、一概に少数派に不利になるものとは考えられない。もっともベラスケス下院議員は今回の判決に対し、「非常に失望しているが、正義とコミュニティのため最高裁に上訴する」とコメントしている。

#### [ 補足 ]

その後ニューヨーク州議会において第12連邦議員選挙区の区割り変更法案が策定され、パターキ知事は8月28日、これに署名した。これによりベラスケス下議及び5人の民主党現職議員の選挙区割りに修正が加えられこととなった。なお、ベラスケス下議は上訴を断念した模様である。

## (2) ロサンゼルス市長の再選と課題 (97/4-6)

4月8日に行われたロサンゼルス市長選開票の結果、現職のリチャード・リオーダン市長（共和党）が、対立候補のトム・ヘイデン・カリフォルニア州上院議員（民主党）を破り再選を果たした。得票率はリオーダン氏61%、ヘイデン氏34%であった。

リオーダン氏は、66歳の弁護士兼実業家で、1992年のロサンゼルス市大暴動後、改革を訴えて1993年に初当選した。今回は好景気の追い風に加え、民主党のトム・ブラッドレー前市長から引き継いで後の同氏の市政運営が、イデオロギー的に急激な方向修正ではなく、犯罪率の大幅減少にみられるような結果重視の堅実なものであったため、中流層を中心に市に秩序と安定を与えたとして評価されたものとみられる。

選挙結果を見ると、同氏は選挙権者の15%を占める黒人票のみ取り逃がしたが、ヒスピニック系の住民は圧倒的に同氏を支持している。ロサンゼルスタイムズ紙の分析によると、市内学校区に居住する子供の70%はヒスピニック系であるため、同氏が市内の学校修繕に24億ドルの公債発行を決定したことが支持されたものとみられる。この政策は多くの民主党支持者や労働組合の賛同も得ている。

しかし再選を果たしたとはいえ、今回の勝利は同氏にとって絶対的なものとは言えない。その理由の一つは投票率の低さである。市長選の投票率はこれまで30%程度であったが、今回は20%に満たず、有権者の関心の低さを窺わせる。また、今後の市議会との関係も課題の一つである。リオーダン氏は市憲章の改正を企図しており、そのためには市民委員会の設置を図っているが、市議会及び労働組合は市長の方針に賛同していない。

さらに、同氏は積極的優遇措置（アファーマティブ・アクション）や中絶、銃規制、同性愛者の権利といった問題について所属する共和党との方針とは異なる意見を唱えており、任期制限により最後の4年間となる2期目の市政運営の手腕が注目される。

## (3) ニューヨーク市長選と教育問題 (97/8-5)

本年11月に行われるニューヨーク市長選に向けて、民主党側は9月9日に行われる予備選挙により候補者を最終決定することとなっているが、今のところ現マンハッタン区長のルース・メッシンジャー女史が他候補（アル・シャープトン師、サル・オールバニーズ市議）を一歩リードしている状況にある。共和党側は現職市長に絞られ、ルドルフ・ジュリアーニ市長は再選を目指して着々と手を打っており、同氏とメッシンジャー女史との争いになる可能性が高いが、世論が現職市長に有利に推移している中で、メッシンジャー女史は特に教育問題に焦点を当てて市長を攻撃している。

同市では、南米やアジアからの移民の増加を主な原因として市内32学校区のうちの12学校区で学校のスペース不足が生じており、昨年は91,000人の生徒が仮設校舎をはじめ、トイレや倉庫を改装した非常に手狭な校舎で授業を受けたとされ、今年も85,000人の生徒には机さえない状況と言われている。メッシンジャー女史は8月後半に開始した選挙運動用テレビ廣告で、この状況を捉えて「ジュリアーニ市長は過去の市政運営において教育をないがしろにしてきた」と痛烈に批判している。

しかし、教師と生徒が狭いトイレの中で便器に腰掛けながら授業を行っている同廣告の映像を巡っては、それまで市長選について沈黙を守ってきたルディー・クルー市教育長が「政治的な悪意のある嘘」であるとして強く抗議している。教育長側は、元トイレであった場所を改装して教室として使っている学校があることは認めたものの、黒板や適当な家具を揃えているため授業に支障はなく、便器のある本当のトイレで勉強させているような事例はないと反論している。メッシンジャー女史側は「問題があることに変わりはない」と弁明しているものの、市民から広範な支持を得ている同教育長の反発を受けたことは、同女史にとって大きな痛手となったとみられる。

なお、この問題に関して市当局は8月27日、6つの新しい学校建設や仮設校舎の増設等により22,735人分の座席を確保するとの計画を発表した。この計画が実現すると、新年度増加が見込まれる18,535人を差し引いて4,200人の生徒にやっと座席が与えられることとなる。

#### (4) ニューヨーク市長予備選、紛糾の末民主党候補者決定 (97/9-5)

本年11月4日に行われるニューヨーク市長選について、民主党候補者を決定するための予備選挙が9月9日行われた。立候補者は5名であったが、実質的にルース・メッシンジャー・マンハッタン区長、黒人指導者アル・シャープトン師、サル・オールバニーズ市議の3者の争いとなっており、中でもメッシンジャー女史が一歩リードしていると見られていた。

予備選挙当日は、市内2,246,987人の民主党員のうちわずか18%の395,395人しか投票を行わず、第2次大戦以降最低の投票率となつたが、メッシンジャー支持者が自信過剰で投票率が低かったのに比べてシャープトン支持者の投票率は高かつたことから予想外に結果が伯仲し、即日の投票結果はメッシンジャー女史39%、シャープトン師32%、オールバニーズ市議21%となった。

最高獲得率が40%に満たなかつたため州法の規定により上位2名による決選投票が実

施される見込みとなり、新聞、テレビ等でもその旨大々的に報道されたが、9月15日になってニューヨーク市選挙管理委員会がまだ開票されていない不在者投票等の動向によつてはメッシンジャー女史が40%を獲得し決選投票が行われなくなる可能性がある旨発表したことから選挙戦は大混乱に陥った。同市では旧式の投票専用機械を使用して投票を行つてゐるが、不在者投票や機械が故障した場合には投票用紙に書き込む方法をとつており、一万通に及ぶとされるこれらの開票に数日を要したため、関係者からの疑惑も招くこととなつた。

予備選後9日目の9月18日に至りようやく集計結果が公式に発表されたが、投票総数411,459票のうちメッシンジャー女史は165,377票を獲得してわずかに40%を上回つたため、同女史の勝利と決選投票不実施が正式に発表された。これを不服とするシャーペトン師側は連邦地裁に決選投票の実施を訴え出たが、同地裁は翌9月19日、シャーペトン師に同情を示し市選管の手際の悪さを厳しく批判しながらも訴え自体には明確な根拠がないとしてこれを退けた。シャーペトン師側はこれを受けてさらに州最高裁に対し同選挙結果を無効とするよう再び提訴したものの、9月26日にはこれも同様の理由により退けられた。

その後シャーペトン師はメッシンジャー女史を支援する旨表明しているが、今回の騒動が民主党内に残した亀裂が本番の市長選にどのような影響を与えることになるか注目されよう。

#### (5) 1997年地方選挙の結果 (97/11-1)

連邦法で定められた選挙日となっている11月第一月曜日の次の火曜日にあたる11月4日、ニュージャージー及びヴァージニアの2州で知事選が実施されたほか、ニューヨーク、ボストン、クリーブランド、デトロイトほか220都市で市長選が実施された。また多くの州で州議会やカウンティ公選職の選挙が行われたほか、ニューヨーク市スタテンアイランド選挙区では下院議員補欠選挙が行われた。

近年米国の経済は好調で犯罪率も低下するなど市民の生活は安定しており、USAトゥデイ紙、CNN及びギャラップ社の最近の調査によると、米国民は民主党クリントン大統領と共和党主導の連邦議会により運営されている現在の政治状況について概ね満足している。専門家筋は、このように順調で大きな社会的問題がない場合、選挙の争点は大局的な施策の提言やイデオロギーよりは人々が気にしやすいささいなことが取り上げられやすく、現職候補に圧倒的に有利であると予測していたが、実際の選挙戦においても高

い税金や不要不急の支出に対する不満が争点の大半を占めた。また概ね現職が再選を果たすケースが多かったとはいえ、減税を主張した民主党側候補が現状路線の共和党現職を破った例もみられた。

知事選では当初楽勝が予想されていたニュージャージー州のホイットマン知事（共和党）が同州の高額な自動車保険料等を攻撃されて予想外に苦戦し、得票率にしてわずか1%の差で辛勝したほか、現職副知事と前同州司法長官の争いとなつたヴァージニア州では、自動車税廃止を訴えたギルモア前司法長官（共和党）がベイヤー副知事（民主党）を56%対43%で破って当選し、前知事に引き続いで共和党政権を確保した。

市長選では現職市長が強みを發揮し、ニューヨーク市のジュリアーニ市長（共和党）をはじめ、クリーブランド市のホワイト市長（民主党）、デトロイト市のアーチャー市長（民主党）、セントポール市のコールマン市長（共和党）等が再選を果たした。

ニューヨーク州第13選挙区（スタテンアイランド）では、スザン・モリナーリ連邦下議（共和党）が報道関係企業に転職したことによつて補欠選挙（本年下院議員唯一の選挙）が実施された。同選挙区は有権者の46%が民主党支持、30%が共和党支持とされているが、連邦下院議員については共和党のモリナーリ父娘が1978年よりその席を占めており、今回も弱冠32歳の共和党候補ヴィート・フォセーラ市議が民主党のエリック・ヴィタリーアーノ同州下議に勝利している。

#### （6）ニュージャージー及びヴァージニア州知事選で共和党候補が勝利（97/11-2）

全米で今年州知事選挙が実施されたのはニュージャージー州とヴァージニア州の2州であったが、ニュージャージー州では、大勝が予想されていた現職のクリスティーン・ホイットマン知事（共和党）が対立候補であるジェイムズ・マクグリーヴィー同州上院議員兼ウッドブリッジ市長（民主党）の予想外の追撃に会い、結局112万6,727票（得票率47%）対109万9,321票（同46%）という薄氷の勝利を収めた。

同州経済は好調であり、同知事は公約であった30%の所得税減税も完遂したことから再選に支障はないものと思われていたが、同知事が中絶容認など民主党寄りの姿勢を示していたことに対して共和党内のキリスト教右派がこれを攻撃し足を引っ張られたほか、対立候補のマクグリーヴィー氏が全米で最も高額な同州の自動車保険料と財産税に焦点を絞り同知事を攻撃する作戦に出たことが功を奏し、中流層家庭の支持を取り付けたことで予想外の接戦になった。しかし同知事が選挙戦の最終盤、州民に謝罪するテレビ廣告を流し、再選されれば自動車保険料と財産税を改善すると約束したことで支持を回復し、1%とい

う僅差での再選を果たした。

同知事は、前回の知事選初出馬時にも当時現職のフローリオ知事の増税策を攻撃することにより1%の僅差で当選した経験を持っているが、今回の選挙結果は同知事に対する支持の低下と受け取られており、これまで共和党内で稳健派の旗手として将来の大統領候補にも擬せられていた同知事の地位弱体化が懸念されている。

一方、連続再選禁止規定のあるヴァージニア州では、任期切れのジョージ・アレン知事（共和党）の退任に伴い、ジェイムズ・ギルモア前同州司法長官（共和党）とドナルド・ベイヤー同州副知事（民主党）が立候補していたが、投票率は48.2%と前回の61.1%よりもかなり低く、1965年の41.3%以来の低率となったものの、ギルモア氏が州内135地区のうち105地区を制し、得票率にして56%対43%でベイヤー氏を破って当選した。

調査によると、州民の関心の高い問題は税金と教育であったが、ギルモア氏が州全体で年間10億ドルになる自動車税の廃止に焦点を絞って選挙戦を戦ったのに対し、ベイヤー氏は教育問題を訴えており、状勢は互角とみられていた。決め手になったのは州民の家族や道徳に対する価値観に保守化傾向がみられたことで、これが共和党側に有利に働いたと分析されているほか、同じ共和党出身の前知事の人気と好景氣にも支えられたものとみられている。

同州では知事選と同時に他の公選職の選挙も実施されたが、副知事及び司法長官も共和党候補が当選し、全州レベルの公選職である知事、副知事及び司法長官の全てを共和党が制する歴史的勝利を飾った。さらに議員選挙において下院では従来どおり民主党が過半数を確保したものの、上院では12月に実施される補欠選挙の状況如何により共和党が多数を占める可能性も十分にあり、共和党の大躍進が注目されている。同州における共和党の隆盛は、初めて共和党知事が誕生して以来28年ぶりであり、共和党知事と共和党多数の上院の組み合わせが実現すると南部諸州では今世紀初となる。

#### [ 補足 ]

12月16日実施された上院補欠選挙の結果、ランディ・フォーブス同州下議（共和党）が民主党のジェイムズ・ウィートン氏を69%対31%の大差で破った。これにより、上院の議席数は共和党20対民主党20の同数となったが、議長職の副知事が共和党であることから、共和党が上院で主導権を握ることが確定した。また、続いて1月13日に実施されたフォーブス下議の後任選出のための下院補欠選挙においても共和党のマイケル・マクイッグ氏が選出され、共和党の大躍進を決定づけた。

#### （7）ニューヨーク市でジュリアーニ市長（共）大勝（97/11-3）

ニューヨーク市長選の結果は、当初予想どおり現職のルドルフ・ジュリアーニ市長（共

和党) が23万5,946票 (57%) 対16万9,550票 (41%) の大差で対抗馬のルース・メッシンジャー前マンハッタン区長 (民主党) を破り、1937年のラガーディア市長 (当時) 再選以来、過去60年間で2人目の再選を果たした共和党市長となった。

市長選には合計6名が出馬したものの、実質はジュリアーニ氏とメッシンジャー女史の一騎打ちとなっていた。投票率は38%と近年の市長選でも最低レベルであったが、有権者の党員登録数の比が5対1と圧倒的に民主党支持の強い同市において同市長が大差で再選されたことは特筆される。

同市を構成する5区のうち、少数派住民が多数居住し民主党支持の強いブロンクス区を除く4区を制した同市長は、対立候補が民主党の女性であったにもかかわらず、民主党支持者の4割から票を獲得し、女性票も約半数を獲得している。また、黒人票の獲得率は20%にとどまったものの、これは4年前に現職黒人市長ディンキンズ氏を破った時の4倍にあたるほか、ヒスピニック系住民からの得票も前回の37%から43%にのぼしている。白人票は前回の77%に対し今回は76%であった。

今回の選挙では、メッシンジャー女史が教育等について同市長の施策を批判する以上に自身の方針を明確にできなかったのに対し、同市長が好景気の追い風や犯罪率減少の実績を掲げつつ、さらなる生活の質の向上を訴え党派性を前面に出さなかつたことが支持されたものとみられており、投票直後に行われた1,900人の市民に対する調査で半数以上が過去4年間の同市長の市政により生活が向上し、街が安全になり豊かになったと回答していることもこれを裏付けている。再選を果たした同市長は2期目の市政開始にあたって早速局長級職員の大多数を入れ替える方針を明らかにしたほか、支持が比較的低い黒人やヒスピニック系住民等との関係改善を宣言した。

党派を超えて支持されたジュリアーニ氏ではあるが、同氏は今後4年の任期を全うする約束をしていないため、より高位の政治職にチャレンジする可能性も高く、熱狂的支持者の間からはホワイトハウスへ送ろうという動きも出始めている。

#### (8) マイアミ市長選で不正疑惑 (97/11-4)

マイアミ市では本年9月4日の住民投票により、市長に従来の権限に加えて市理事会に対する拒否権及びシティーマネージャーの罷免権が認められ、強力な権限を有することになったが、今回の市長選には、現職のジョー・カローロ市長及びゼイヴィヤー・スアレス前市長ほか3名が立候補した。

マイアミを本拠地とするフロリダ・マリーンズ球団が今年のワールド・シリーズで優勝

した直後で、また昨年シティーマネージャーとシティーコミッショナーが刑務所入りするスキャンダルが起きていたこともあり、熱狂的な選挙戦となつたが、戦いは共にキューバ系アメリカ人である現職カローロ氏と前職スアレズ氏の一騎打ちとなつた。両者が互いを非難しあうネガティブ・キャンペーンに終始する中で11月4日投票が行われた結果、カローロ氏が49.6%、スアレズ氏が46.8%の得票率となつた。本投票で50%の得票者がいない場合には上位2名による決選投票を行う旨の規定により、両者による決選投票が行われることとなつたものの、選挙後スアレズ氏の支持者による不在者投票の買収が発覚したため、カローロ氏側は不在者投票を無効とし、カローロ氏の当選を確認する訴えを提起した。

11月13日決選投票が実施され、スアレズ氏がカローロ氏を53%対47%で破って市長に返り咲いた。同市は全米で4番目の貧困都市とも評されており、昨年には前記スキャンダルに加えて予算の歳入不足という異常事態が生じている。スアレズ氏は選挙戦中、カローロ氏が同市の財政問題を誇張して伝えており同市の信用とイメージを損なっていると主張しており、当選後、財産税減税やサービスの質の向上を行うことを宣言しているが、専門家からは同市の財政状況から見て実現は困難であると批判されている。

一方、カローロ氏の提起した訴訟は来年2月から審理されることが決定し、場合によってはスアレズ氏の当選が取り消される可能性も出てきた。同市の不在者投票は手続きが簡単で不正が行われやすいとの批判が以前よりあり、また票の売買を仲介するブローカーの存在が知られていた。会場投票ではカローロ氏が51%対45%と優位に立っていたのに対し、不在者投票では逆に61%対35%でスアレズ氏が大差をつけていたため、スアレズ氏側は不正の存在や投票ブローカーとの関わりを否定しているものの疑惑は払拭されていない。フロリダ州政府も不在者投票の在り方について独自の調査を開始したことから、今後の動向が注目されている。

#### (9) ルイジアナ州の連邦議員選出方法に違憲判決 (97/12-6)

連邦最高裁判所は12月2日、ルイジアナ州の連邦議員選挙実施方法が「大統領及び連邦議員に関する選挙は全米で特定の日に実施されなければならない」とした連邦法に抵触するとして、同州選挙制度の変更を促す判決を下した。

同州では、毎年10月の第1土曜日に連邦レベルから地方レベルまで全ての選挙について党派を超えた全候補者による予備選挙を行い、そこで過半数の支持を得た者が自動的に当選する仕組みとなっており、当選者が確定した場合は連邦法で定められた全国的選

挙実施日である11月第1月曜日の次の火曜日には選挙は実施されないこととなっている。予備選挙で過半数の得票者がいない場合に限り、上位2名による決選投票が11月の選挙日に実施されるが、これは事実上例外的ケースとなっている。

このような制度が同州で導入されたのは1978年であるが、その端緒となったのは1971年の知事選であるとされ、当時民主党内での予備選及び決選投票を切り抜け共和党候補との本戦に挑んだ現職民主党知事の再選を容易にするため、州議会民主党が考案したものといわれている。実際、同制度導入以来20年間で現職候補が敗れたのはただ1度であり、決選投票にもつれ込んだのも下院議員選で57回中9回、上院議員選では6回中1回のみとなっている。また、選挙戦の勝者は80%の割合で予備選挙で決定されていることから11月の連邦投票日が有名無実化しているほか、候補者が段階的な選別を経ない仕組みのため、1991年の知事選では白人至上主義で知られる候補者が決選投票にまで勝ち残ったことで全国的に注目を浴び、また批判の対象となってきた。

1995年8月には4人の有権者が選挙制度のあり方をめぐり同州を提訴するに至り、翌1996年8月には連邦高裁判決から「連邦法の規定により、州政府は連邦選挙日より前に連邦議員を選出するような選挙を行うことはできない」として、同州に対し新たな選挙システムを構築するよう判示された。これに対して同州政府が州独自の選挙制度を採用する権利の確認を求めて上訴していたところであり、今回最高裁は先の連邦高裁判決を支持し、同州の主張を退けたわけである。

今回の判決は連邦レベルの選挙にのみ適用されるものであり、州議会議員選挙等については州の裁量がなお認められているが、同州のマイク・フォスター知事（共和党）は「改善は困難なものではない」としており、今後同州では現行の超党派一斉予備選挙が他州と同様の党派別予備選挙に改められることとなろう。

### \* \* \* 財政（連邦） \* \* \*

#### (1) 1998年度連邦予算と均衡予算計画 (97/2-2)

クリントン大統領は2月6日、本年9月に始まる1998会計年度の予算教書を発表した。97年度の決算見込額に比較して3.5%増の1兆7,000万ドルとなっている今回の予算案は、中所得者層に対する減税の実施や、一般教書でも強調された教育関係支出の増額に加え、最大の眼目として、各会計年度の歳出超過を是正し、2002年までに予算を均衡させる計画を盛り込んでいることを特徴としている。

今回の5年計画の大統領案では、980億ドルの減税を実施するほか、経費節減としてメ

ディケア（高齢者医療保険）で1,000億ドル、メディケイド（低所得者医療保険）で90億ドル、法人に対する補助金の削減等による340億ドル等、計2,521億ドルを削減することにより、例年赤字となっている単年度収支（97年度は約1,250億ドルの赤字）を2002年には170億ドルの黒字にしようとするものである。

予算の均衡が国家財政にとって急務であることは、民主・共和両党間の共通の認識となっているものの、その手法において差がみられることはいうまでもない。今回の計画については、策定にあたって今後5年間経済状態が安定した良好なものであることを前提にしているなど、各種の経済予測値が楽観的すぎるとの批判があるほか、歳入見込みについても、放送局に対する周波数帯の競売収入など、1回限りで確実性のない収入を見込んでいる点が問題視されている。共和党では、2002年の収支は170億ドルの黒字ではなく、500億ドルの赤字になるとの試算も行っている。

さらに、赤字削減額計2,521億ドルの75%が5年計画の最後の2年間に集中していることから、クリントン大統領在職中の財政負担を先延ばしにし、後の政権に責任を取らせる作戦ではないかとの見方が強い。元議会予算局高官も、最後の2年間で全体の75%の削減を行うのは無理があり、せいぜい62%だろうとコメントしている。

これに対し大統領側は、1993年度に2,550億ドルだった年度収支の赤字を1996年度時点で1,070億ドルに削減していることからも分かるとおり、これまで既に予算均衡化の努力は着実に払ってきており、経済見通し等についても現実的で妥当なものだと反論している大統領と議会は、予算案の他に、憲法修正予算均衡化条項についても鋭く対立しており、共和党議会が憲法修正を求めるのに対し、大統領は予算均衡の重要性を認めながらも憲法修正には反対している。州や自治体の地方政府も、憲法修正による予算均衡の義務づけが連邦政府から地方への負担転嫁につながるのではないかと警戒しながら状況を注視しており、今後の動向が注目される。

## （2）予算均衡のための憲法修正案上院で否決（97/3-1）

クリントン大統領と共和党主導の議会は、連邦の単年度収支が例年赤字となっているのを解消するため、予算均衡を達成することが国家財政にとって急務であることについて意見の一一致を見ており、大統領は2月に発表した予算案の中で2002年までに予算を均衡させる計画を盛り込んでいたところであるが、これを憲法修正により義務づけることについては意見の分かれるところであった。

共和党が予算均衡達成のための憲法修正を求め、第105議会最初の重要な議題として位置

づけていたのに対し、大統領は予算均衡の重要性を認めながらも憲法修正には反対していたが、3月4日、上院において注目の憲法修正予算均衡化条項が否決され、66対34という規定の3分の2の多数に1票足りず否決された。共和党議員は55人全員が賛成、民主党議員は賛成11人、反対34人であった。憲法修正の手続きには大統領の署名は必要とされないが、上下両院の3分の2の賛成を必要とし、その後各州に送られ、4分の3以上の州の承認を経て成立することになっている。

州レベルでは、ほとんどの州で予算均衡が立法化されているが、クリントン大統領は経済的不況等により歳入減が生じた場合、裁判所命令により増税または福祉的経費等の削減を不可避的に行わなくてはならなくなることを理由に憲法修正に反対していた。

民主党の憲法修正容認派からは福祉的経費を予算均衡の範疇から除外し憲法に盛り込む案も出ていたが、共和党はこれを財政的責任の回避であり解決を先送りするだけであるとして例外なしの憲法修正を求めていた。

憲法修正予算均衡化条項の不成立は、過去15年間で8回目であり、前回の第104議会でも同様の案件が提出されたが、やはり上院において1票差で否決されている。共和党では今後も同条項の成立を目指す方針であるが、予算均衡の手法をめぐる大統領と議会の対立は今後も続くものと見込まれ、今後の予算審議に与える影響が注目される。

### (3) 連邦政府予算個別条項拒否権法に違憲判決 (97/4-2) → 4 ページ

### (4) ホワイトハウスと共和党議会、予算均衡で合意 (97/5-1)

クリントン大統領は本年2月、各会計年度の歳出超過を是正し2002年までに予算を均衡させることを最大の眼目とした1998会計年度の連邦政府予算教書を発表し、以後ホワイトハウスと共和党主導の議会との間で調整が進められていたところであったが、5月に入り両者は一応の合意に至った。

予算均衡の重要性は民主・共和両党間の共通の認識となっているものの、その手法においては大きな隔たりがあり、本年3月には共和党が要求し大統領が反対していた予算均衡達成のための憲法修正が結局上院において否決されている。その後も共和党は減税で譲らず、ホワイトハウスはメディケアの減額を拒否するなど、各歳出項目と減税について双方とも激しく拮抗してきたが、5月2日に大枠で口頭の合意に至り、5月15日には細目についても一応の最終合意に達した。合意された計画が実現すれば、33年ぶりに予算均衡が達成されることとなる。

合意に至った均衡予算案の内容には、向こう5年間にメディケアで1,150億ドル、メデ

ィケイドで136億ドルの経費削減を行うことや、850億ドルの減税を実施すること等が含まれている。しかし今回の合意は第1段階に過ぎず、メディケア等についても削減額は決まったもののそれに対応した具体的な施策内容は決まっていない。今後、両院それぞれの委員会で予算案を採決した後、本会議において各種の歳出法案や税制法案が票決に持ち込まれることとなるが、議会多数派の共和党は、7月4日にメディケア、メディケイド及びその他の福祉受給特典関連歳出法案の両院本会議票決、さらに8月2日には最終的な税制法案の両院本会議票決に付すべく議事日程を見込んでいる。

共和党議会と合意に至ったホワイトハウスに対し、本来であればこれを支えるべき民主党内部において、リチャード・ゲッパート下院院内総務が今回の予算合意を「減税では富裕層に有利であり、福祉や教育のための歳出は少なすぎる」として非難を加えている。従来より共和党寄りの中道化路線を歩む現政権の政策を批判することにより、現大統領の方針に危惧を抱く民主党同胞を取り込み、2000年の大統領選においてクリントンの後継候補ゴア副大統領に対抗する意図を明らかにしたものと見られている。

#### （5）連邦政府予算個別条項拒否権法に対する訴え棄却（97/6-1）→6ページ

#### （6）連邦政府均衡予算5カ年計画法案成立（97/7-1）

連邦政府予算の均衡化は、共和党の従来の主張であったが、民主党のクリントン大統領も本年2月、1998会計年度の連邦政府予算教書において2002年までに予算を均衡させる計画を明らかにしたところである。その後ホワイトハウスと共和党主導の議会との間で調整が進められ5月には一応の合意に至っていたが、各論でのすり合わせを経て7月28日には均衡予算5カ年計画案と大型減税案という2本立ての案で最終合意に達した。これを受けて7月30日には下院が均衡予算法案を346対85、減税法案を389対43の圧倒的多数で可決し、また翌31日には上院も均衡予算法案を85対15、減税法案を92対8で可決し、懸案の両法案がようやく成立することとなった。

均衡予算合意案の主要項目としては、向こう5年間でメディケア（高齢者医療保険）を1,150億ドル、メディケイド（低所得者医療保険）を130億ドル削減する。貧困家庭児童の医療保険には向こう5年間で240億ドル、社会福祉には144億ドルを増額することとしている。

他方、減税を主張してきた共和党は、940億ドルという1981年のレーガン政権時以来の大型減税を獲得した。主要項目としては、夫婦年収で11万ドル未満の家庭に対し17歳未満の児童一人当たり年間500ドルの児童税控除を認める、資本利得（キャピタル・ゲイン）

減税として投資に関する課税上限率を現行の28%から20%に引き下げる、大学教育費は子供が大学に通う家庭に対し最初の2年間は年間1500ドル、後半2年間は年間1000ドルの税控除を認める、たばこ税は2000年に一箱あたり10セント上昇させ2002年にさらに5セント上昇させる等となっている。

均衡予算5カ年計画法の成立を受け、クリントン大統領は「本案成立は一世代一度の偉業であり、全てのアメリカ人の勝利でもある。」と自賛している一方、共和党も「全ての国民、家庭に恩恵をもたらす立法である。」と賞賛している。しかし、本来であれば赤字解消がもっと早く達成されうるにもかかわらず、今回は減税先行でツケを将来に回した内容となっており、経済の今後の動向如何によっては2002年の予算均衡が確実に達成できない恐れも見込まれている。

なお、今回の合意案が地方にもたらす影響について、全米知事会では同案を好意的に受けとめており、特に保険未加入となっている貧困家庭の児童に対する医療扶助の拡大のための州補助金が盛り込まれていることについて歓迎する意向を表明している。

#### (7) クリントン大統領、個別条項拒否権を初行使 (97/8-1) →7ページ

#### (8) 連邦財政赤字、四半世紀ぶりの大幅減少 (97/10-1)

クリントン大統領は10月27日、9月末で終了した1997会計年度の収支について、例年問題となっている財政赤字が今年度は好調な米国経済を反映して1970年代以来最低レベルの226億ドルに落ちついたと発表した。同大統領は本年初頭に発表した予算教書の中で、新年度から各会計年度の歳出超過を是正し2002年までに予算を均衡させる計画を盛り込んでいたが、今回図らずも好景気の力により赤字を大幅に削減することができた。

問題となっていた年度収支の悪化は、1992年に2,900億ドルの赤字を記録して以来減少を示し、クリントン大統領が就任した1993年には2,550億ドル、1996年には1,070億ドルとなっていた。今年度は当初1,280億ドルの赤字が見込まれていたが、赤字予想額は好調な経済のお陰で次々と修正され、最終的に226億ドルとなった。この額はGNP比では0.3%となるが、黒字経常の最終年であった1970年以来最低の赤字率で、赤字額が最小であった1974年（60億ドル）がGNP比1%であったのと比較しても低率となっている。

財政均衡計画等についてクリントン大統領の経済見通しの甘さについて批判的であった連邦議会共和党側も、現在では計画している2002年以前に財政均衡達成が可能である旨公言し始めており、早くも財政均衡が達成された場合の剰余金の使途について議論されるほどになっている。

しかしホワイトハウス側ではより慎重な姿勢を示しており、来年度は減税策による税収減等により収支赤字額は増える可能性もあるとしている。また、収支の向上をもたらした大きな原因の一つは米国証券業界が特に好調であったことによる大幅な税収増であるが、この好景気がいつまで持続するかは不確定であるほか、次世紀初頭にはベビーブーム世代が高齢化することから、メディケア（高齢者社会保険）や社会保障に対する対策が講じられない限り財政均衡は持続しないとする見方も強く、楽観視は許されない状況にある。

#### （9）クリントン大統領の個別条項拒否権発動に反発強まる（97/10-2）8ページ

##### \* \* \* 財政（州地方） \* \* \*

###### （1）ニューヨーク州の次年度予算と減税方針（97/1-6）

ニューヨーク州のバターキ知事（共和党）は、1月14日、4月に始まる1997-98年度の予算案を提示した。今年度13億円の歳入増をもたらした好調な経済を背景に前年比2.2%増で6,610億ドルとなった同予算案は、高等教育への歳出削減、保健医療への歳出削減、公立学校への補助増大、刑務所建設、及び減税を特徴としている。

1月8日の年頭所信表明演説でも強調された減税については、今回の予算案で、地方自治体（市町村、学校区等）の財産税課税の対象となる個人所有の家屋の評価額を、標準的家屋（評価額11万ドル）に対しては3万ドル、所有者が65歳以上の場合には5万ドル減額することが提案された。これに伴う自治体の減収分は州により補填されることとなっている。

地方自治体が課税する財産税は、その収入の約半分が教育費に充てられているが、知事が1995年から3年計画で始めた個人所得税減税の際には、それに伴って自治体に対する州補助金が削減されたため、各自治体は財産税を引き上げざるを得なかった経緯がある。この時は所得税減税が財産税増税にシフトしただけであると批判されたため、今回の措置はこの批判に応える狙いがある。

この減税案は4年間で段階的に調整されることになっており、州の負担は初年度は1億1千万ドルにすぎないが、2001年までには17億ドルになる。完全に実施されると標準的家屋所有者は年間27%、金額にして約450ドルの減税になる。

これに対して今年11月の市長選での再選をもくろむジュリアーニ・ニューヨーク市長は、都市部よりも郊外の家屋所有者により大きなメリットがあり不平等であるとして強

く批判している。なぜなら、都市部よりも郊外の方が財産税率が高いため減税効果も高く、また、ニューヨーク市は個人所有の家屋よりも、今回減税の対象となっていない商業・工業用の財産に対する課税を主な財産税収入源としているからである。知事をはじめ共和党の地盤である州北部や郊外の居住者からは歓迎されるものの、州人口の40%が住む都市部における減税額は、州全体の減税額の9%程度にしかならないとみられている。

今回の予算案には、高等教育への歳出削減、保健医療への歳出削減に関して大きな異論があるほか、歳入についても、経済が引き続き好調であることを前提にするのは見通しが甘いとの指摘もある。州議会は昨年、予算成立が新年度に102日間ずれ込むというワースト記録を作っているだけに、今回の予算審議の成りゆきが注目される。

## (2) ニューヨーク市の来年度予算案 (97/5-4)

ニューヨーク市のルドルフ・ジュリアーニ市長（共和党）は5月8日、本年7月から始まる1998年度予算案の内容を発表した。

今回発表された歳出予算額は335億ドルとなっており、今年度の340億ドルよりやや減少しているが、実際には、今年度好調な経済、特に証券市場からの税収増により計上した8億5,600万ドルの黒字分を1998年度事業の経費に充てることから、実質的には増額予算となっている。

今回の予算案では、過去3年間に2万3,000人の市職員を削減してきた市長が、この度初めて教育関係部署を中心に2,644人の増員を提案していること、新規支出項目として、学校生徒の読む能力の向上や新しい連邦福祉法への対応等に要する経費が加わっている点が注目される。支出削減策としては、市役所各部局への配布額を6億6,600万ドル削減するほか、総額2億8,400万ドルの減税も提案されている。8億5,600万ドルの黒字の使途については40%を教育等の新規のプログラムに、42%を市の抱える負債の返済に、18%を減税による歳入源の補填に充てることとしている。

今回の予算案は、ニューヨーク市財政に詳しい人々からは概ね好意的に受け取られているが、これまでたびたび教育関係予算を削減してきた市長がここに来て予算を増額するのは、本年11月に控えた市長選を意識したものと民主党関係者が批判しているほか、ジュリアーニ市長の対抗馬として本命視されているルース・メッシンジャー女史（民主党・現マンハッタン区長）も、市の長期的負債に対する配慮が足りないとして市長に対峙する構えである。

また、減税案を実施するためには税法の変更について州議会の承認が必要とされている

が、今回のニューヨーク市予算に対し州議会側は、同市の州財政への貢献に比して州から市に対する補助金の支給額が少ないと考えるジュリアーニ市長が州からの補助金増額を見込んだ計画を提出していることに対し反発しているほか、同市の減税実施により州北部の地域経済にも影響を受けることから、元来減税案には賛意を示す州上院共和党が反対している状況にある。

### (3) ニューヨーク州新年度予算の成立大幅な遅れ (97/7-5)

ニューヨーク州の会計年度は連邦政府や大半の州と異なり4月開始となっているが、本年1月にはパターク知事（共和党）から予算案が提示され、その後州議会での審議が行われていた。しかし、新年度入りした4月を過ぎても予算内容が確定しなかったため、州政府の機能停止を避けるべく短期間の暫定的経費支出を繰り返すという事態が生じていた。7月30日に至り、知事及び州議会は120日という歴史的な遅れを記録してようやく仮合意に至った。同州の予算成立の遅れは13年連続であり、昨年104日という全米ワースト記録を樹立したばかりであったが、本年はそれを更に上回る事態となった。

パターク知事は、3年前の知事就任当初は慣例化した予算成立の遅れをリーダーシップの欠如の現れであるとして、予算が早期に成立しなければ州政府を閉鎖するとまで言明していたが、政治的圧力により敢えなく方向を転換し、昨年からは予算審議が遅れても州政府の機能を維持するため、緊急歳出法案と呼ばれる1～6週間の州政府運営経費の支出を認める法案を成立させた。しかしこのことが、新年度が始まるまでに予算を成立させる必要性や緊張感をますます失わせる原因となっているとも批判されている。

緊急歳出法により州政府及び州から補助金を受ける自治体等に当面大きな混乱は生じていないが、事業実施に遅れを生じている自治体や、州補助金に依存しているNPOの中には活動を停止したところもあり、早期の予算成立が待たれている。

今回合意に至った予算は、総額680億ドルで前年比5%増で、パターク知事提案額より20億ドル多くなっており、財産税や衣類に対する売上税を年間22億ドル減税すること及び学校建設費や教育プログラムへの支出を増大させることを特徴としているが、知事が当初提案していたメディケイド（低所得者医療保険）や高等教育への支出削減及び新たな刑務所建設費は盛り込まれなかった。

今回の合意案に対してシルヴァー下院議長（民主党）は教育経費の増大を「子供の未来への歴史的投資」であるとし、ブルーノ上院議員（共和党）は「ニューヨーク州始まって以来の大減税」を獲得したとして、互いに成果を主張している。しかし、減税と教

育経費の増大は長期的に見て州財政に悪影響を及ぼすとの専門家の指摘もあり、もし5年以内に景気が下降すると、税収減に対処するため州は住民に対するサービスの質を低下させるか増税せざるを得ないこととなるが、その際には全予算の約3分の1を占めるメディケイドが標的になるのではないかと懸念されている。

#### (4) ニューヨーク州第220議会、最長記録で閉幕 (97/8-4) →16ページ

#### (5) 州財政は大幅黒字の見込み (97/12-4)

12月16日に全米知事会が発表した各州財政状況報告によると、本会計年度（大半の州は1998年6月に終了）は50州全体で240億ドルの予算黒字を計上するものと見込まれ、本年度も州財政が好調に推移していることが明らかとなった。

全米的な好景気に支えられ州政府全体で本年度税収が5%増加しており、黒字額は最高記録を示した昨年の292億ドルに若干及ばないものの、50州全体の歳出予算額の5.8%に匹敵する240億ドルが見込まれている。アラスカ、アイオワ等7州では予算額の10%にも及ぶ多額の黒字を計上しているほか、7州の黒字額は10億ドルを超えている。また、これまで州財政を圧迫してきた医療、福祉に係る経費が予想を下回ったことも予算黒字に大きく貢献しており、特にメディケイド（低所得者医療保険）の所要経費は1990年代初頭から毎年20%～30%の割合で増加し続けてきたが、好調な経済と予防医療を重視し医療供給体制を管理する保険制度である管理医療（Managed Care）の効果により1996年には増加率はわずか3.3%に抑制され、1965年に同制度が実施されて以来最低率の伸びとなっている。

この好調な財政を背景に、全米31州で個人所得税、売上税、法人税等の減税が実施され、減税額は過去20年間で最高の460億ドルとなった。他方、様々な分野での歳出削減の努力が払われたが、同時に教育や幼児医療の分野を中心に全体として歳出額は1995年以来の伸びを見せた。

歳出額の増加や新規事業の実施については慎重な姿勢がみられ、5.5%の歳出増加率は過去20年間の平均増加率（6.8%）より低率となっている。過去の経験も各州を慎重にさせている要因の一つとみられ、1980年に全州の予算黒字は歳出予算額の9%に達したが、その後の不況により2年後には2.9%にまで縮小したほか、1990年には3.4%の予算黒字となったにもかかわらず翌1991年には1.1%に落ち込んだ経緯があるなど、予算收支は景気に容易に左右されるものであるだけに、先行きは誰も楽観視できない。

## \* \* \* 政府間関係 \* \* \*

### (1) 全米知事会と福祉改革 (97/2-3)

全米知事会は、2月1日から4日間に渡りワシントンD.C.において会合を開き、福祉改革を中心に討議を行った。

昨年10月に発効した福祉改革法は、福祉運営の権限を州に大幅に委譲したこと及び貧困基準を満たせば必ず保証された連邦福祉の受給資格を廃止したことによる画期的な意義があったが、州や自治体に莫大なコストを転嫁する可能性があることが問題として指摘されていた。このことについて、同知事会は、市民権未取得の合法移民が福祉の受給資格を失うことにより、連邦から州への負担転嫁が生じるとして改善を求めていた。連邦政府が同法により7年間で550億ドルの節減ができると試算するうち、240億ドルは合法移民に対する福祉の制限によるものであるが、ニューヨーク州のバターキ知事は、同法により受給資格を失う8万人の合法移民を救済するため、同州では年間2億4,000万ドルの負担を連邦政府から転嫁されることになると言明していた。

もともとクリントン大統領も合法移民に対する制限は不必要であると考えており、同知事会と意見の一一致するところであったが、共和党連邦議員が合法移民への配慮が同法による経費節減を妨げることを理由に、法改正等には反対の姿勢であったことから、同知事会は2月2日、妥協する形で同法の大規模な変更は求めない旨決定し、そのかわりに議会と大統領に対し、福祉受給資格を失う合法移民を援助すべく知事会と共に努力するよう呼びかけた。

また、同知事会は、大統領が来年度以降の予算案に絡めて提示しているメディケイド（低所得者医療保険）経費削減案についても、地方政府に経済的負担を強いるものであるとして反対する方針を示した。福祉改革法では、全米で3,700万人に適用されているメディケイドの改革は見送られていたが、予算均衡を目指す大統領は、その所用経費に厳しい制限を設けることを提案していた。同知事会では、メディケイドの資格要件、扶助水準、医療機関等への支給率等の設定について州に弾力的な裁量権が与えられなければ、大統領案には同意できないとしており、この問題については共和党連邦議員ともども大統領案に反対する意向を示している。

現在までのところ、福祉改革法の発効により福祉受給資格を失った人は少数にとどまっており、合法移民に対する規制もまだ効果を上げていないが、これは好調な経済が雇

用を生み出し、福祉受給者を減少させているからにすぎない。本件に係る同知事会の意向がどのように具現化されるか、今後の連邦予算審議の動向が注目される。

#### （2）連邦政府の排気ガス規制と州の権利（97/3-2）→48ページ

#### （3）エリス島をめぐるニューヨーク、ニュージャージー州境紛争（97/4-4）

自由の女神がそびえるリバティ島の隣り、ハドソン川に浮かぶエリス島は、かつて移民局がここに立地していたため、自由の国アメリカを目指した多くの移民が最初に上陸した場所であり、現在では国立公園となっている。アメリカ人の40%は、島に移民局が設けられ閉鎖された1892年から1954年までの間にやってきた移民であるか、またはその子孫であると言われているが、そのエリス島の帰属をめぐってはハドソン川を挟んで隣接するニューヨーク州とニュージャージー州が互いに争っていたところであった。

ニューヨーク側が移民たちはニューヨークを目指してやってきたのであり、歴史的経緯から見て島は当然ニューヨークに帰属すると主張していたのに対し、ニュージャージー側は1834年に両州がハドソン川の真ん中を州境とすることで合意した際、ニューヨークには当時1.3ヘクタールであった同島に対する権利を認め、周囲の水域及び水面下についてはニュージャージー側に権利が認められていたのを基に、埋め立てにより現在11ヘクタールとなった島のうち、もともとの1.3ヘクタール部分はニューヨーク、その他の埋め立てられた部分についてはニュージャージーに帰属すると主張していた。

今回の紛争について、連邦最高裁判所は調停人を任命し、本件に係る調査と調停案の提出を命じていたが、4月1日、同調停人は、移民博物館（元の移民局）や主な記念碑の位置する2ヘクタールはニューヨーク州に属し、残りの9ヘクタールについてはニュージャージーに属するとする調停案を提出した。同案は、本年10月以降連邦最高裁において審議されることとなっており、裁判所は審議の後、これを承認、修正又は破棄することとなっている。

この調停案はニュージャージー側の主張をほぼ認めるものであり、ニューヨーク側は落胆の色を隠せない。島は国立公園として管理されているため、同案実施による支障はすぐには生じないものの、今後島で働く従業員の税金が島内の境界線によりどちらの所管になるのかといった細かい問題が発生する可能性があるほか、ニュージャージー州の環境保護に関する法律はニューヨーク州ほど厳格でないため、ニューヨークばかりでなくニュージャージーの環境保護に関心の深い人々からも島の乱開発を懸念する声があがっている。

なお、ニュージャージー州は1987年にはリバティ島に対する権利も主張していたが、

連邦最高裁で敗訴した経緯がある。

#### (4) 銃砲規制法違憲判決と州権論 (97/6-4)

銃による犯罪が多発するアメリカでは、1981年のレーガン大統領（当時）暗殺未遂事件の際銃撃され重傷を負ったジェイムズ・ブレイディ元ホワイトハウス報道官の名にちなんだ銃砲規制法（ブレイディ法）が激論の末1993年成立し、銃販売の規制がなされることとなった。有力なロビー団体として知られる全米ライフル協会や共和党が当初同法案に反対していたが、世論の動向から共和党リーダーがその後譲歩に応じたため、1993年11月末上下両院を通過し、大統領の署名を経て94年2月末より発効していた。

その後モンタナ州とアリゾナ州の二人の保安官が「地方政府に連邦政府が直接業務を強制するブレイディ法は憲法修正第10条（州権留保条項）に違反する」として1995年に提訴し、第1審では原告の主張を認め違憲判決、第2審では合憲の判決が下されていたが、このプリンツ対合衆国事件について連邦最高裁判所は6月27日、原告の主張を認め同法の一部を違憲とする判決を下した。

今回の判決で最高裁は、同法が銃販売に際して地元警察（地方政府）による購入者の犯罪歴調査を義務づけた条項について、「本憲法によって合衆国に委任されず、また各州に対して禁止されなかった権限は各州それぞれにまたは人民に留保される」とした合衆国憲法修正第10条に違反すると判示した。

現在全米で23州が州法により独自の犯罪歴調査システムを定めており、ブレイディ法は残りの27州に対し同様な措置の実施を求めていたところであるが、今回の判決の影響について、多くの警察は今後も自主的に犯罪歴調査を継続するほか、来年11月にはコンピューター化した犯罪歴調査システムが登場するため、今回の判決が銃規制そのものに与える影響はそれ程大きくないと考えられている。

連邦政府の統計によると、同法により月間6,600件の銃購入が阻止されており同法は極めて有効であるとされ、連邦議員の中には違憲とされた同条項に代わる立法措置を講じようとする動きもないわけではない。

今回の判決に対しては厳しい批判もみられるが、決して銃砲規制の必要性を否認したものではなく、その規制は州の権限に留保されるもので連邦政府が直接介入すべきではないとした点に、本最高裁判決の意義がある。既に1995年4月26日の最高裁判決で学校周辺1,000フィート内での銃砲所持携帯を禁止し、違反者を連邦犯罪者として罰する旨定めた「学校区域内銃砲規制法」を憲法修正第10条違反としたケース（合衆国対ロペズ事

件) があるが、政府間関係の転換を迫ったこの画期的判決の流れを踏まえた今回の判決も、5対4という僅差とはいえ、州権論・自治権論の立場を支持した妥当な判決と評すべきであろう。

#### (5) 全米市長会とクリントン政権の環境政策・都市政策 (97/6-6)

米国の大気浄化法は、環境保護庁（EPA）に対し5年毎に許容汚染基準を見直すよう義務づけているが、現在同基準を強化すべきか否か大きな議論を呼んでいる。もちろんEPAは公衆の健康衛生を保護するため、とりわけ喘息患者の発生防止低下を図るために同基準の強化を図るよう主張しているが、反対意見も少なくない。世論の動向に敏感なクリントン大統領は模様眺めをしていたが、6月下旬EPAの方針どおり、スマogを現状より3分の1削減しうる汚染基準の強化と微粒子基準の新設に賛同し、連邦議会の承認議決を得るべく提案を行った。

産業界はロビイストを通じ強力な反対運動を展開しつつあるが、新基準が実施されると、現状のままでは米国内の多数の都市が基準違反となり罰則を課される事態が予測されるため、大都市を始めとする市長ら地方政府関係者の反対も極めて強い。6月20日からサンフランシスコ市で開催された全米市長会（USCM）大会においても、この問題が大きく取り上げられ、シカゴ市長であるリチャード・デイリーUSCM会長（1996～97年次）は連邦政府に対する厳しい批判を行った。「清浄な大気は誰しも望むが、単に基準を定めて、合致しない都市を罰するというのは逆効果である。我々が連邦政府と州政府に望むことはただ一つ、敬意を払ってもらうことだ。」と同市長は大会スピーチの中で述べている。同市長によると、新基準を達成するにはシカゴでは州間高速道路の一部を閉鎖し、サンフランシスコでは金門橋を閉鎖せざるを得ないが、これは非現実的であると批判している。ロスアンゼルスのリチャード・リオーダン市長（共和党）は「ディーゼルバスから新しいバスに更新せざるを得ないが、バス購入費だけで2倍かかる」と財源捻出に懸念を表明している。デトロイトのデニス・アーチャー市長（民主党）も「大気清浄化は必要とはいえるが、拙速は慎むべきで、市長も交え科学者、EPA、産業界ともども話し合いの上決めるべきだ」と批判している。

なお、デイリーUSCM会長は民主党員でもあるが、「州や地方政府が先導して福祉改革が達成されたのであり、連邦議会の成果ではない。地方政府はこれまで長きにわたり麻薬との戦いに努力してきたが、連邦政府も議会も努力を怠ってきた。」と間接的にクリントン政権を批判するとともに、地方政府を尊重するよう求め、連邦政府が自治体の意向を無視して政策決定しないよう警告している点が注目される。

6月23日のUSCM大会にはクリントン大統領も登場したが、同日朝ヒラリー夫人のホワイトウォーター疑惑事件で最高裁から厳しい裁定を受けた直後であつただけに快調なスピーチとはならなかつた。席上、インナーシティ問題解決のため新プラン（1,000人の警察官向けの政府保有住宅の半額提供、2,000低所得世帯向けの持ち家購入資金の提供）を発表したが、盛り上がりに欠け、むしろ現状政治への不満をぶつける場面の方が注意を引いたに留まる。実際、同都市政策の矮小性は日頃クリントン政権への賛美を惜しまないNYタイムズ紙も6月30日付社説で、およそインナーシティ問題への解決には程遠い策であると批判している。

（6）連邦高速道路予算議決持ち越しにより各州に不安（97/10-3）→9ページ

\* \* \* 教育 \* \* \*

（1）業界自主決定によるテレビ番組区分制度が試行開始（97/1-5）→55ページ

（2）ニューヨーク市教育長の権限強化（97/4-5）

ニューヨーク市には32の学校区があり、市内公立学校には110万人の生徒が通っている。同公立学校では生徒の読む能力が年々低下していることが指摘されており、改善が求められていたが、ニューヨーク市のルディー・クルー教育長は、学校区システムの在り方が改善を妨げているとして教育長の権限強化を求めていたところであった。

その背景には、1969年に小学校、中学校の管理が分権化され各学校区に任せられるようになって以来、校長や学校区教育管理者といった役職に学校区委員の友人や親戚、政治的支持者を選ぶという悪弊がはびこり、長年に渡り改革が求められていたにもかかわらず果たされていなかったという経緯がある。

これを受けてニューヨーク州では、昨年12月にニューヨーク市教育長の権限を強化する法律を成立させた。同法の下では、教育長が各学校区から提出された候補者名簿から学校区教育管理者を選任する権限を有することとなる。教育長は候補者名簿搭載者についても、納得のいくまで拒否する権限を与えられており、選任された学校区教育管理者は、3年間の任期で契約し、校長の任命権限を与えられるとともに、学力水準評価テストの成績向上等の具体的な達成目標を掲げなければならない。教育長は経緯を監視し、もし目標が達せられない場合には教育管理者を解任することができるほか、学業成績が上がらないことを理由に学校区や学校に干渉することも許されている。

連邦司法省では、この新法が選挙で選ばれた学校区委員の権限を弱めることにより、

マイノリティーの権利の侵害にならないか調査していたところであったが、4月1日、同法には何ら問題がないことを承認した。これによりクルー教育長の市内32学校区に対する権限が大幅に強化され、公立学校のシステムを大改革することが可能になった。

今回の決定について、各学校区の委員は地域から権限が奪われること及び自分達に与える影響について懸念している。次回の学校区委員選出選挙は1999年の春まで行われないが、本年6月末には、ほぼ全ての学校区教育管理者の任期が終了することから、これを契機に公立学校をとりまくシステムがどのように変革されていくことになるか注目される。

### (3) ニュージャージー州における教育財源の学校区間格差問題 (97/5-5)

ニュージャージー州では、州憲法により「完全にして効率的な教育」の達成が求められているが、学校教育を管轄する学校区の財源が財産税に依存してきたことから、郊外の学校区が裕福になる一方、都市部の学校区は十分な財源が得られず特別の援助を必要とするという財政格差が生じてきた。その格差縮小はここ30年間にわたり歴代州知事の課題となってきたところであり、70年代後半には州所得税の導入により学校区へ財源付与する方式も導入された。

所得税減税を主要公約として当選を果たした現クリスティーン・トッド・ホイットマン知事（共和党）は、州憲法の要請する教育達成に重要なのは金ではなく教育カリキュラムであるとして、昨年「包括的教育改善及び財政法」を成立させ、新しい教育カリキュラムの基準を示したところである。これに対して、ニュージャージー州最高裁判所は5月15日、5対1の多数により同法は学校区間の経済格差を縮小させるのに十分ではなく州憲法に違反するとの判決を下した。

裁判所は、同法による改善計画の重要性は認めつつも、改善のためには援助を要すると認められる学校区に対しより多額の支出を講じなければならないとして、本年9月までに28の都市部学校区に対して更なる財源措置を講じるよう命じている。28学校区における生徒一人当たりの教育関係支出は7,150ドルであるが、これをその他の裕福な学校区の8,200ドルにまで引き上げることが求められており、所要額は総額で1億3,000万ドルから2億4,800万ドルになるものとみられる。

今回の判決について、同知事は遺憾の意を示しながらも、裕福な学校区の予算を削減して貧困な学校区に配分し直すようなことはしない旨言明しており、今後の対応が注目されるが、同知事が来年1月で1期目の任期を終了することから、同知事対抗馬の民主党関係者は、早速「ホイットマン知事の施策により州の教育は危機に瀕している」として同知事

を非難している。

もっとも、同州の学校区間財政格差問題は、前記のとおり過去30年にわたる問題で、ホイットマン知事（共和党）の責任にのみ帰せられるものではないため、それ程決定的なダメージを受けることはないものとみられる。

**(4) テレビ番組内容表示制度の拡大 (97/7-3) →56ページ**

**(5) ニューヨーク市長選と教育問題 (97/8-5) →22ページ**

**(6) 連邦政府主導の統一学力試験は全面実施困難な状勢 (97/9-1)**

クリントン大統領は、二期目4年間の政策課題について教育問題を最重要課題と位置づけ、年頭の一般教書演説においても「全ての国民が8歳で字が読め、12歳でインターネットに接続でき、18歳で大学に通え、大人になっても生涯学習を続けることができる社会」を最終目標に、教育内容に関する全米基準の設置や優れた教員の養成、ボランティアの動員等、10項目に渡る教育改革を訴えているところである。

同大統領はその一環として、生徒の学力を全米レベルで比較可能な試験の実施を企図し、小学4年生に対する読み解き力、中学2年生に対する数学の全米統一試験を1999年3月から実施するよう提案していたが、保守派共和党議員から同試験の実施は現在地方の権限とされている教育に対する不要な介入であるとして強硬な反対が示された。またリベラル派民主党議員の一部からも環境の良くない学校に通うことを余儀なくされた貧困家庭の生徒や少人数種の生徒が同試験により不公正な辱めを受けることになるという批判を招いた。

これらの批判に対しクリントン大統領は、同試験は強制ではなく各学校区等で自発的に行うものであるとして理解を求めていたところ、連邦議会上院は9月11日、大統領案に修正を加え、同試験の管理を1988年連邦議会で設立された独立委員会「全米評価運営委員会」に一任するという条件を付けたうえで87対13の圧倒的多数で同試験の実施を承認した。

しかし連邦議会下院は9月16日、70名以上の民主党議員の反対票を得て295対125で連邦政府予算を同試験に支出することを禁じる旨議決したため、上下両院は9月26日から妥協案策定に向けた協議に入ると同時に、連邦教育省も同試験の問題作成を議会の方針が決定するまで延期することとなった。

大統領は下院の議決を批判して、「教育の基準を改善することこそ国家の長期的な繁

栄につながる」と述べ、同試験実施のための予算措置を妨害するような法案に対しては拒否権を発動する意向を示している。

地方では現在のところ、メリーランドやマサチューセッツ等7州とニューヨーク市等15都市で統一試験を実施する意向を示しているが、他の州や都市の多くは懐疑的な姿勢を示している。例えば多数の移民を抱えるロスアンゼルス市では当初同試験の実施を検討していたが、読解力の試験は英語のみで行うよう提案されていることから、言葉の面で問題が生じるとして断念するなど、全国一律の実施は困難な状況となりつつある。

### \* \* \* 文化 \* \* \*

#### (1) 売り上げを伸ばすニューヨークのミュージアムショップ (97/2-6)

ミュージアム（美術館・博物館）における商品の販売といえば、以前はロビーの片隅の小さなスペースで絵はがきやポスター、書籍類を販売するのが常であった。しかし近年、各ミュージアムは所有するコレクションを元に新たな商品を開発し、その販売スペースを館外にまで拡張し、開発した商品は卸売り業者や他のミュージアムにも販売するようになっている。

各ミュージアムが1996年の収支を公表したのを受けて、ニューヨーク・タイムズ紙が2月18日付で取りまとめたところによると、美術と商業の組み合わせを成功させた先駆けであるメトロポリタン美術館では、この10年で国内に14のミュージアムショップを開店し、海外の19店舗とライセンス契約を結んでいるが、売上げ収入は、1986年には3,800万ドルであったが、1996年には7,900万ドルと倍増しており、この収入の約10%は美術館の運営予算に繰り入れられている。

また、アメリカ自然史博物館は7つのミュージアムショップを有し、売上げは1994年の300万ドルから1996年には600万ドルと倍増しているが、1995年には有名玩具店のF.A.O. シュワルツと新しい商品開発について提携を結んでいる。おもちゃ屋と博物館が共同で新しい商品をデザインし、博物館の名を付して販売しようというのである。シュワルツ側が開発費用を負担し、博物館側は売上げに対してロイヤリティーを受け取るほか、商品を原価で買い上げ自らのミュージアムショップでも販売することができるという内容であった。

その他、近代美術館が1989年に館外にミュージアムショップを開店しているほか、ホイットニー美術館は約10年前に美術館の隣にミュージアムショップを開店した結果、開店前の総売上げが100万ドルに満たなかったのに対し、1996年には260万ドルになってい

る。

人々の洗練された文化への志向を背景に、取り扱う商品がスカーフ、ネクタイ、貴金属、CD、食器、玩具など多岐に渡るようになったミュージアムの組織内部では、学芸関係以外の「販売促進部」がより拡大され、小売業に従事した経験のある職員を採用するところも出てきている。また、ミュージアム商品市場の開拓は、贈答品を取り扱う企業の成長にもつながるなど、ミュージアムショップの活動は、内外に大きな影響を与えていている。

これらのミュージアムショップの活動は、経済的メリットはもちろんのこと、ショッピングという要素が美術館と利用者を近づける非常に有効な手段でもあることから、各ミュージアムが競争しながら行う自助努力と創意工夫は注目に値するところである。

## （2）全米芸術振興基金廃止の危機（97/7-2）

連邦議会下院は7月10日、217対216という僅差で全米芸術振興基金（National Endowment for the Arts）の廃止を可決した。

同基金は、芸術文化振興に対する公的な支援を目的として1965年設立され、連邦政府からの資金を財源として独自のプログラムや各州の芸術振興に対する補助金交付等を行っている。クリントン大統領も1億3,600万ドルの新年度予算を要求していたところであるが、共和党保守派の議員はかねてより同基金が援助してきた芸術プログラムの中には攻撃的なものやポルノまがいのものまであるとして同基金の廃止を主張し、下院歳出委員会においても現在9,950万ドルの同基金予算を1,000万ドルに削減する旨の提案が行われていた。

ギングリッチ議長（共和党）は、共和党内で同基金廃止に賛成する保守派と反対する稳健派の妥協を図り、さらに一部の民主党議員の賛同を取り付けるため、同基金廃止の採決に先立って同基金予算を8,000万ドルの州に対する補助金に置き換えるという内容の提案を行っていたが、その効果もあって結局賛成217（共和212、民主5）に対し反対216（民主200、共和15、独立1）により、同基金を廃止し、新年度は活動を停止するための所要予算1,000万ドルのみ認めることとされた。

さらに翌日の7月11日には前日認められた1,000万ドルの同基金予算について執行を認めない旨議決された。加えて同基金を州への補助金に切り替えるという提案は共和党内保守派と稳健派の賛同が取り付けられず271（民主195、共和75、独立1）対155（共和149、民主6）で否決されたため、下院議決のままでは同基金が廃止され、その代替策も

示されないという異常な事態となっている。

もっとも、一院の議決のみで同基金が公式に廃止されるわけではないことはいうまでもない。上院はむしろ今年度と同等かそれ以上の規模の予算で同基金を存続させる意向であるとみられているため、両院間の今後の協議の行方が注目されるが、仮に同基金を廃止する歳出予算法案が両院で議決されたとしても、クリントン大統領は同案に対して拒否権を発動するものと見込まれている。

### （3）全米芸術振興基金、廃止の危機を回避（97/10-5）

全米芸術振興基金は、芸術文化振興に対する公的な支援を目的として1965年設立され、連邦政府からの資金を財源として独自のプログラムや各州の芸術振興に対する補助金交付等を行ってきたが、近年同基金の前衛的、挑発的な芸術に対する支援に対して共和党保守派議員が反発し、同基金の廃止を主張していた。クリントン大統領は同基金を擁護し1億3,600万ドルの新年度予算を要求していたが、連邦議会下院は本年7月、同基金の廃止を議決したところであった。

仮に同基金を廃止する歳出予算法案が上下両院で議決されたとしても、クリントン大統領は拒否権を発動するものと見込まれていたが、下院に比較して同基金に好意的であると見られていた上院では、旧年度予算額9,950万ドルに若干の物価上昇分を上乗せした1億ドルの予算が提案されていた。9月中旬に行われた上院審議の中では、同基金の廃止、予算の大幅削減、同基金予算の州包括補助金への移行等が共和党議員により提案されたが、いずれも採決により否決され、9月18日には当初案どおり1億ドルの予算配分が議決された。

その後両院協議会において調整が図られた結果、同基金が直接個々の芸術家を支援するプログラムを大幅に削減するとともに、予算配分や重要事項の決定について連邦議会が関与する権限を強化することを条件に、同基金の今後の存続と9,800万ドルの来年度予算を認めることで両院の妥協が成立し、上下両院は10月28日、全米芸術基金の予算を含む1998年度内務省歳出予算法案を可決した。

同基金の存続決定は芸術関係者を一応安心させているものの、同基金の事務局長を務めてきたジェーン・アレクサンダー女史が議会の同基金攻撃の政治性を非難し辞意を表明する動きが出ているほか、今後の運営方針の変更は全米の芸術活動の中心地であるニューヨーク州の補助金大幅削減を招くなど全国に大きな影響を与えるものと懸念されている。

#### [補足]

ジェーン・アレクサンダー女史は結局11月に退任し、クリントン大統領は12月に入り、後継者として全

米カントリー・ミュージック協会のウイリアム・アイヴィー事務局長を指名した。

### \* \* \* 環境 \* \* \*

#### (1) 連邦政府の排気ガス規制と州の権利 (97/3-2)

連邦高等裁判所は3月11日、連邦環境保護庁が厳しい車の排気ガス基準を州政府に押しつけるのは違法であるとするバージニア州の訴えを認める判決を下した。

同庁は、新車販売にあたって2003年までに排気ガス中のスモッグの原因となる物質を最大75%削減する装置を搭載しなければならないとするカリフォルニア州の基準を他州にも適用しようとしていたが、裁判所はこれを州の独立権限の侵害であるとして退けたものである。

東海岸諸州における排気ガス削減の議論が本格化したのは1990年からであるが、当時スモッグの原因となるオゾンの規制に関する提言を行うことを目的として、米国北東部12州の知事及びワシントンD.C.の市長により構成される委員会が設置された。連邦大気清浄化法が各州に自動車排気ガス削減計画の策定を義務づけたのを受けて、1993年、メリーランド、メイン及びマサチューセッツの3州が厳格なカリフォルニア基準を北東地区全体に適用するよう同委員会に申し立てを行い、その1年後に裁決した結果、8州(メリーランド、マサチューセッツ、コネチカット、ニューヨーク、ペンシルバニア、メイン、ロードアイランド、ヴァーモント)及びワシントンD.C.が賛成し、同基準は適用されることとなった。バージニア、デラウェア、ニューハンプシャー、ニュージャージーは、より緩やかな基準を求めて反対していた。

この裁決後、環境保護庁では12州及びワシントンD.C.に対しカリフォルニア基準を課すための計画の実施を迫っていたが、1995年、バージニア州は、同庁が特定基準の適用を州に強いるのは州の権利の侵害であるとして連邦高等裁判所に提訴していた。

今回の判決について、同庁は今後とも自動車の排気ガス規制を含めた大気汚染防止のために各州と共に努力する意向であり、上訴するかどうかは未定であるとしている。なお、他州の動向として、ニューヨーク、マサチューセッツ及びヴァーモントはカリフォルニア基準と同様の基準を新たに設置している。また、コネチカット、ニュージャージー及びロードアイランドもカリフォルニア基準を支持しており、環境保護庁がより緩やかな国内基準を設定しない限り、同基準を適用するとしている。メリーランド、デラウェア、メイン、ニューハンプシャー、ペンシルバニアの諸州及びワシントンD.C.は、より緩やかな基準を支持している。

## (2) イエローストーン国立公園と鉱山開発問題 (97/3-3)

イエローストーン国立公園の近郊に位置する金・銀等の鉱脈の採掘をめぐって連邦政府、企業、環境保護団体等が争っていた問題について、クリントン大統領は3月12日、採掘権を有する企業が計画を放棄し土地を連邦政府に譲渡する代わりに政府が6,500万ドルを支払うという内容の解決策を提示した。

本件は、モンタナ州に所在するカナダ資本の地下資源採掘会社クラウン・ビュート社が、1994年にイエローストーン国立公園の北西2.5マイルの地点にある同社所有の巨大な鉱山を採掘しようとしていたものである。企業側は、この鉱山には6億5,000万ドルから8億ドル相当の金、銀、銅が埋蔵されていると見積もっていたが、この計画については、鉱山から排出される膨大な廃棄物が自然を汚染し、生態系を破壊する危険性があるとして、数十の環境保護団体が反対していた。

環境保護を支持するクリントン大統領は、昨年8月、適当な補償により採掘計画を撤回させることで企業側の同意を得ており、その後企業側に提示するための条件を模索していたが、今回、企業が試掘等に要した初期投資額2,250万ドルに清掃等の事後処理費用を加えた6,500万ドルの支払いを提示したものである。企業側は30日以内に回答することとなっているが、広範な反対運動を懸念して大統領案を受諾するものと見込まれる。

今後大統領は企業との交渉の他に、本件に係る多額の出費が予算に影響を与えるため、議会の同意を得なければならない。しかし、先の大統領の発表に対し、下院歳出委員会のロバート・リビングストン議長（共和党）は、「大統領は選挙公約を守るために政府の財産を泥流に投げ捨てた」と不満を述べており、楽観視を許さない模様である。

なお、企業側の鉱山取得にあたって適用された連邦鉱山法は、米国西部の地下資源開発が開始された時期である1872年に創られた法であり、その内容は、開発者が連邦政府所有の土地をわずかな対価で取得することを認め、採掘した鉱物資源は開発者に属し、政府への使用料等の支払いも不要とするというものであり、このような開発推進のための極めて一方的な法律をいまだに適用していることについて大きな批判があり、第104議会以来その改正が大きな課題となっている。

## (3) 環境保護と私的財産権をめぐる二つの事例 (97/3-6)

絶滅の危機に瀕する生物の保護を目的とする連邦の「絶滅の危機に瀕する種の保護に関する法律」について、連邦最高裁判所は3月19日、同法の規制により財産権を侵害された場合も同法による訴えの利益を認めるとする判決を下し、同法が環境保護を求める人だ

けを保護するものではないことを示した。

今回の裁判（ベネット対スペア事件）は、オレゴン-カリフォルニア州境で行われた灌漑プロジェクトについて、連邦魚類・野生生物局が同法に基づき、絶滅に瀕している2種類の魚の保護のため放水量を減らし、貯水池の水位を高く維持する必要があるとしたため、給水対象となっていたオレゴン州の牧場主等が穀物の収穫量に影響するとして訴えていたもので、原告側はそれらの魚の数が減少しているという証拠はなく、より高い水位が必要であるという根拠もないとしていた。

この訴えは、行政当局が法の下の義務を怠っている場合には誰でも訴えることができるとする同法の市民訴訟条項に依ったものであったが、1審、2審ともに、同法により訴えることができるのは種の保護を目的とする者だけであるとして原告側が敗訴していた。しかし最高裁は今回、種の保護のための規制が足りないと思われる場合ばかりではなく、規制が過剰な場合にも訴えることが認められるとする解釈を示したものである。

今回の判断は、科学的根拠の薄弱な環境保護のための規制に打撃を与えるもので、今後水質浄化法、大気浄化法、安全飲料水法等、同様の市民訴訟条項を有する他の環境関係法にも影響を及ぼすものと見込まれる。

一方、カリフォルニア州サンディエゴ市では、3月18日、約700平方キロメートルの土地を85種の絶滅の危機に瀕した生物の聖域として未開発のまま保存することを決定した。連邦、州、自治体、環境保護団体、土地開発業者等が6年がかりで話し合いまとめた同計画では、同市が連邦、州、土地開発業者から指定した区域の土地を買い上げ、野生生物の聖域として保存するというもので、連邦及び州政府は本件に関する財政的支援を行い、土地開発業者は土地を提供する代わりに、市内の他の地域に所有する土地について環境保護規制から無条件に免除され自由に開発してよいということになっており、環境保護と開発のバランスを取る全国的なモデルになりうるのではないかと注目を集めている。

#### （4）全米市長会とクリントン政権の環境政策・都市政策（97/6-6）→41ページ

### \* \* \* 喫煙訴訟 \* \* \*

#### （1）タバコ会社とヘルスケア訴訟（97/3-4）

ニューヨーク州、ニュージャージー州を含む全米22の州政府が、タバコ会社を相手に喫煙による疾病の治療に要した数十億ドルに及ぶ医療保険経費の補償を求めていた訴訟

について、3月20日、「ラーク」などの銘柄で知られる全米6位のタバコ会社リゲットグループが和解に応じ、賠償金の支払い等に同意した。

同社は、昨年3月にも他の5州と和解していたが、今回は22州との和解に加え、喫煙者等により提起された全国的な集団訴訟についても和解することでアラバマ州裁判所からの事前承認を得ている。同社はタバコ会社として初めてニコチンの習慣性やタバコとガンの直接的因果関係、さらには十代の未成年をマーケッティングの対象としていたことについても認めたうえ、州政府及び集団訴訟の原告に対する倍賞金として即時に2,500万ドルを支払うと同時に、今後25年に渡って税引き前利益の25%を拠出し被害者救済のための基金を創設することに同意した。また、同社は、原告側に対し数千ページに及ぶ内部文書を提出するとともに、今後タバコに習慣性がある旨の警告表示を行うこととしている。

連邦食品医薬品局はかねてよりニコチンは習慣性のある薬物であると認定していたが、タバコ会社側はこれを否定していた。ゴア副大統領は今回の和解について、「同社は我々が既に指摘してきたことを公に認知したにすぎないが、アメリカ市民にとっては歴史的勝利である。」とコメントしている。

しかし、集団訴訟の和解承認については、基金額が年額57万5,000ドル程度にしかならないのに対し、原告数は数千から数万人に及ぶと見込まれること及びこの承認が和解結果を不服として独自に訴訟を起こすことを認めていないことから、利益を受けるのは原告ではなく被告の会社と同社から裁判費用の支払いを受ける原告側弁護士だけではないのかとの批判があるほか、他のタバコ会社はリゲット社の内部文書の開示に反対して各州に提訴しており、今後の動向が注目される。

なお、連邦政府のタバコに対する規制の歴史を見てみると、1966年、喫煙により健康を害する可能性がある旨タバコのラベルに表示するよう義務づけがなされ、1971年にはラジオ・テレビにおけるタバコ広告の放送が禁止された。1984年からは喫煙がガン、心臓病、妊娠及び胎児について悪影響を及ぼすことを明示することとされている。

## （2）タバコに関する訴訟に和解案（97/6-2）

全米には4,500万人の喫煙者がいるとされており、喫煙を原因とする疾病についてはタバコ会社を相手取り多くの訴訟が提起されているところであるが、全米40の州政府及び喫煙により健康を害したとする人々が治療に要した医療保険経費の補償や損害賠償を求めていた訴訟について、6月20日、原告被告双方の関係者による和解案が成立した。

同様の訴訟については本年3月に全米大手タバコ会社リゲットグループが単独で原告と

の和解に応じ、賠償金の支払い等に同意していたが、今回他の大手4社も「苦い薬を飲むようだ」としながら和解に応じたものである。

今回の和解案では、たばこ会社側が州政府に対する医療保険経費の補償や全国的な禁煙プログラム実施に係る経費、健康保険の適用を受けていない子供の医療に係る経費等として今後25年間で3,685億ドルを支払うこととなっているほか、未成年者に影響を与える広告活動の中止やタバコの害のパッケージへの明示、たばこに関する研究結果の情報開示を行うこととなっている。その一方、タバコ会社は喫煙による被害を訴える集団訴訟及び懲罰的賠償については将来にわたり免責されるほか、個人訴訟についても損害賠償の年間合計額に50億ドルの上限が設けられることとなっている。

同和解案が法的に効力を得るために、議会での承認を得て大統領がこれに署名しなければならないが、市民団体や専門家の中には同案の内容がタバコ会社側に寛容すぎ、タバコの害の防止につながらないとして非難しているものもあり、クリントン大統領も「同和解案を承認することにより市民の健康が守られることになるかどうか慎重に検討しなければならない」とコメントしている。しかし、議会共和党はタバコ会社から巨額の献金を受けており、タバコ産業を支持している議員も多いことから、より会社寄りの修正を要求することもあり得るとみられている。

年間447億ドルの利益を上げ、206億ドルの税金を納めるタバコ産業が今回の和解により受ける影響は大きく、国内23州66万2000人とされるタバコ生産農家は将来への不安を隠せない。しかし、証券市場では和解案発表後もタバコ会社の株価は上昇しており、和解により多額の経費支出を迫られたとしてもタバコ産業はなお有望であると見られていることを窺わせる。これは米国で多少撤退したとしても海外の業績が伸びていること、また和解により訴訟に要する費用が今後大幅に削減されること等が原因であると考えられる。

### （3）非喫煙者による団体訴訟とタバコ訴訟和解案の動向（97/7-4）

タバコが喫煙者にもたらす健康への害については現在全米で20以上の訴訟が提起されており、本年6月には全米40の州政府及び喫煙により健康を害したとする人々とタバコ会社の間で和解案が成立したところであるが、7月14日には非喫煙者がタバコの煙により健康を害したとしてタバコ会社9社を訴える初めての団体訴訟が提起され注目を集めている（プロイン対フィリップモリス等事件）。

原告は26名の現職及び元フライト・アテンダントとその遺族であるが、1990年以前に

航空機内での喫煙が合法だった頃、機内の密室的状況でタバコの煙にさらされ健康を害したと主張している。また、原告側では裁判に参加する人数は6万人に及ぶとしており、50億ドルの損害賠償を求めている。

原告側が「タバコ会社は2次喫煙が非喫煙者にも害を及ぼすということを知っていた」と主張するのに対し、会社側では「2次喫煙が健康に害を及ぼすことはこれまで医学的に証明されていない」として対決の意向を見せており。医療関係団体や連邦環境庁では喫煙者の吐き出したタバコの煙もガンや肺気腫、心臓病等の原因となると主張しているが、大手タバコ会社では3月にタバコがガンの原因となることや中毒性を公に認めたリゲットグループを除き、依然としてタバコはガンを生じさせる誘因となることはあるが直接の原因ではなく、禁煙に成功した人が数多くいることからも解るように中毒性もないとの姿勢を堅持している。

一方、喫煙者とタバコ会社の和解案については、たばこ会社側が州政府に対する医療保険経費の補償や全国的な禁煙プログラム実施に係る経費等として今後25年間で3,685億ドルを支払うこと等となっており、今後連邦議会の承認と大統領の署名が必要とされているが、市民団体や専門家の中には同案の内容がタバコ会社側に寛容すぎ、タバコの害の防止につながらないとの非難も強くみられる。連邦食品医薬品局(FDA)の元局長は、痛烈に和解案を批判しており、クリントン大統領も和解案にFDAのニコチンに関する規制権限の強化とタバコ会社が実施することとされている禁煙プログラムが目標値を達成しなかった場合の懲罰金をより厳しくすることを盛り込むよう求めていく方針とみられる。

#### (4) タバコ訴訟に係るフロリダ州の和解とクリントン大統領の強硬姿勢

(97/9-3)

全米40の州政府及び喫煙により健康を害したとする人々が治療に要した医療保険経費の補償や損害賠償を求めていた訴訟については、本年6月20日、原告と被告タバコ会社の間で和解案が成立したところであるが、和解内容がタバコを原因とする障害について提訴しようとする個人の権利に影響を与えるため、連邦議会での承認及び大統領の署名を受けて法制化されることとなっている。しかし和解案の内容がタバコ会社側に寛容すぎるとの強い非難があることから、その取り扱いについては連邦議会、大統領とも慎重な姿勢を示していた。

各州政府では、全国的な和解が保留となっているうちに個別に提起した裁判の開始期日が迫ったことから、会社側と独自に和解協議を行うケースも見られ、1994年に州政府で最初にタバコ会社を訴えたミシシッピー州が本年7月和解に至ったのに続き、一昨年提訴

していたフロリダ州は8月25日、大手タバコ会社から向こう25年間で113億ドルの支払いを受けることで和解した。和解内容には113億ドル支払いのほか、学校近辺でのタバコ広告の撤去、禁煙運動に対する資金援助及びタバコ自動販売機の撤去等も含まれている。

今後全国的な和解案が最終的に承認されると、ミシシッピー及びフロリダを除く38州の訴えは消滅し、また同和解案はミシシッピー及びフロリダで単独に成立した和解案を上回る効力をを持つこととなるが、今回の和解に対して、タバコ会社が大幅に譲歩している今こそ早急なタバコ規制の法制化が必要だとする意見と、州単独の訴訟だからこそ大きな譲歩が得られるのであり、法制化は急ぐべきでないとする意見に分かれている。また州単独の訴訟では、たとえ勝ち取った賠償金額が大きくとも、タバコのラベルや成分表示に関する全国的な規制は不可能であると指摘する者もある。

先の和解案に慎重な姿勢を示していたクリントン大統領は9月16日、ようやく本件解決に係る政策の方針を示したが、それによると、今後10年間で未成年者の喫煙率を60%減少させることができない場合にはタバコを1箱1ドル50セント値上げすることや、連邦食品医薬品局がニコチンを危険な薬物として規制する権限をいささかも失わせることはできないこと、さらに過去40年間に遡ってタバコ会社の内部文書を開示するよう求めるなど、当初の和解案よりかなり厳しいものとなっている。大統領案に従えばタバコ会社が負担する費用は当初案の約2倍の7,000億ドルに昇るとみられているため、会社側はタバコに関する問題の責任を全て企業に負わせるのは納得できないとして、議会に対しより寛容な裁定を求めていくこととしている。これに対して連邦議会民主党は大統領案を支持する姿勢であるのに対し、献金等で業界と関係の深い共和党は同案に難色を示しており、最終決着までにお相手の時間を要するものとみられる。

#### （5）非喫煙者による団体訴訟が和解（97/10-4）

非喫煙者がタバコの煙により健康を害したとしてタバコ会社を訴える初めての団体訴訟（ブロイン対フィリップモリス等事件）が本年7月14日に提起され注目を集めていたが、原告団と被告タバコ会社側との間で10月10日和解が成立し、企業側が3億ドルを拠出して喫煙を原因とする疾病の研究機関を設立することとなった。

訴訟を提起していたのは、喫煙経験がないにもかかわらず肺ガンになったとして当該訴訟に加わったアメリカン航空ライト・アテンダントのノーマ・ブロインさんほか約6万人の現職及び元ライト・アテンダントとその遺族で、1990年以前に航空機内での喫煙が合法だった頃、機内の密室的状況でタバコの煙にさらされ健康を害したと主張し、

50億ドルの損害賠償を求めていた。

当初原告側が「タバコ会社は2次喫煙が非喫煙者にも害を及ぼすということを知っていた」と主張するのに対し、企業側は「2次喫煙が健康に害を及ぼすことはこれまで医学的に証明されていない」として対決の意向を見せていましたが、結局企業側は2次喫煙が有害であることを認めず、原告側に対する損害賠償も行わない代わりに1998年4月より3カ年、毎年1億ドルを拠出して喫煙を原因とする疾病の発見治療を目的とする研究機関を設立すること及び今後団体訴訟参加者個人による損害賠償訴訟の提起を認めることで原告と和解した。研究機関の名称にはブロインさんの名前が冠される予定である。また、原告側弁護士に対する訴訟費用として4,900万ドルが支払われることとなっている。

今回の和解について、原告側は「訴訟は真実を明らかにするための戦いであり、一般の人々に2次喫煙の害について実態を知らせることができた」として満足の意を表明しており、企業側も、連邦議会とクリントン大統領の間で一時預かりの形となっている全米40州との訴訟の和解案に悪影響を与えない形で解決を図ったものであるが、専門家の間では原告側弁護士に支払われる4,900万ドルは金額が多すぎるとの批判があり、「勝者は原告でも被告でもなく弁護士である」とも揶揄されている。

#### \* \* \* 産業 \* \* \*

##### (1) 業界自主決定によるテレビ番組区分制度が試行開始 (97/1-5)

ABC、CBS、NBC、Foxなど主要テレビネットワークは1月1日より、テレビ番組を子供への適切度によって区分・表示する制度の試行を開始した。これによれば、スポーツ、ニュース番組を除くすべての番組について、放映開始後15秒間、TV-Y（子供向け）、TV-Y7（7歳以上の子供向け）、TV-G（一般向け）、TV-PG（親の判断による）、TV-14（14歳未満の子供には不適切）、TV-M（成人用）のいずれかのコードが画面に表示される。

類似のシステムは既に1968年から映画で採用されているが、今回のコードは、昨年2月に成立した包括的通信法の規定を受け、ジャック・ヴァレンチ・アメリカ映画協会会長をトップとするテレビ業界の検討委員会が考案したものである。すなわち、同法には、暴力的ないし猥褻な番組の悪影響から子供を守ることを目的に、テレビ製造会社に対し1998年製造のテレビからVチップ（テレビ番組遮断装置）内蔵を義務付ける規定がある。このVチップが機能するためには、遮断すべき番組を識別するためのコードが必要となるが、本年2月8日までにテレビ業界が妥当な区分制度を考案しない場合には、区分設定の

ための審議会が連邦通信委員会（FFC）によって設立されることとなっている。

昨年12月19日に今回の区分制度が業界の検討委員会によって発表された直後、教育者団体や子供擁護団体は、暴力（V）、性（S）、罵倒言語（L）といった番組内容が示されないこの区分では、番組が子供に不適切とされる理由が不明であるとする強い反発の声をあげた。業界側は、無数の番組内容に一貫性をもってそうした分類をあてはめることは不可能であるだけでなく、軽微な内容の番組やコメディであっても一律にV、Sといったラベルを貼り付けることは内容表示には役立たずかえって誤解を招くと反論している。この主張に対しては、業界は、内容の明示が多くの番組の遮断と広告主の喪失を招くことを恐れているに過ぎないと批判もある。

通信法の規定そのものに疑義を持つ市民権団体が、これは国に強制された検閲であるとの声明を発表した一方、クリントン大統領は、区分制度のない現状からみれば業界案は重要な前進であり、10か月間の試行の後必要に応じ改訂するよう呼びかけている。このコード表示は、1月中には数百のケーブルテレビ局にも適用される計画であり、その試行状況と視聴者の反響を考慮したうえ、FCCが承認の可否を判断することとなる。

（2）タバコ会社とヘルスケア訴訟（97/3-4）→50ページ

（3）タバコに関する訴訟に和解案（97/6-2）→51ページ

（4）テレビ番組内容表示制度の拡大（97/7-3）

テレビ業界と市民団体は7月9日、本年1月1日から試行されていた番組内容に関する内容表示方法を今秋よりさらに詳細なものとすることで合意した。

現行の表示は、テレビ番組を子供への適切度によって区分・表示する目的で主要テレビネットワークにより開始されていたもので、スポーツ、ニュース番組を除くすべての番組について、放映開始後15秒間、TV-Y（子供向け）、TV-Y7（7歳以上の子供向け）、TV-G（一般向け）、TV-PG（親の判断による）、TV-14（14歳未満の子供には不適切）、TV-M（成人用）のいずれかのコードが画面に表示されることとなっている。

この区分制度については、当初より教育者団体や子供擁護団体が、暴力、性、罵倒言語といった番組内容が示されない区分では番組が子供に不適切とされる理由が不明であるとする強い反発の声をあげていたが、今回の合意により、現行の区分に加えてV（暴力的内容）、S（性的描写）、L（下品な言葉遣い）、D（性的な会話）、FV（アニメーション等の中での暴力）が表示されることとなった。

連邦議会は今回の合意を支持しており、連邦通信法に強い影響力を持つ議員団は今後3年間テレビ番組の内容に関する立法行為を凍結すると表明している。昨年2月に成立した連邦通信法には、暴力的ないし猥褻な番組の悪影響から子供を守ることを目的に、テレビ製造会社に対し1998年製造のテレビからVチップ（テレビ番組遮断装置）内蔵を義務付ける規定があり、3年間の猶予期間は新表示方法の定着とVチップの効果を測定するための期間となるとみられる。

ホワイトハウスは今回の合意を歓迎している一方、テレビ番組制作者等は言論の自由に対する侵害ではないかと懸念を表明しており、大手テレビ局の中でCBS放送だけは新表示法を採用しない旨表明しているほか、連邦議会内においてもこのような重要な内容を「合意」という形で決着させることは立法者としての責任の放棄であるとの批判がある。

なお、現行の表示方法実施以降に行われた世論調査によると、子供を持つ家庭では圧倒的にテレビ番組内容の表示を支持し、さらに詳細な表示を求めている反面、実際に子供に見せる番組を選択するための指針として同表示を利用している家庭は50%に満たない状況にある。

(5) 非喫煙者による団体訴訟とタバコ訴訟和解案の動向 (97/7-4) →52ページ

(6) タバコ訴訟に係るフロリダ州の和解とクリントン大統領の強硬姿勢  
(97/9-3) →53ページ

(7) 非喫煙者による団体訴訟が和解 (97/10-4) →54ページ

#### \* \* \* 犯罪 \* \* \*

(1) 地方政治の現場に忍び寄る暴力の影 (97/8-6)

8月19日、米国北東部のカナダ国境近くにある人口2,000人の町、ニューハンプシャー州コールブルックにおいて67歳の男性が自動小銃で州警察官2名、判事、新聞編集者の計4名を射殺、警官等5人を負傷させた後、警官隊との銃撃戦で自分も射殺される事件が起きた。

犯人は以前から町でも「危険な変わり者」として知られていたが、1970年代以来土地利用について町と紛争を起こしていたほか、5年前には財産税に関する訴訟で敗訴し、その時の裁判官に恨みを抱いており、それらの不満が高じて犯行に及んだものと見られてい

る。

近年米国では、地方の政治・行政における不満を暴力によって解決しようとする傾向が高まっていると懸念されており、全米都市連盟によると公的な会議等における暴力についての統計はないものの、多くの自治体で争乱に備えて議場に警官を張り付けるようになっているほか、議員や自治体職員に対する脅迫的行為も頻発している。

今回のような極端な事例は別としても、最近陥惡な事例として次のようなケースが発生している。まずアリゾナ州マリコパ・カウンティーでは1994年、毎週開かれるカウンティーの公聴会に密かに銃を持ち込んで傍聴していた男が、公聴会で新税が承認されたことに腹を立て、委員の一人に向かって発砲し負傷させるという事件が起こったほか、ミシガン州ノーマン・タウンシップでは昨年、町の都市計画条例に反対する右翼民兵組織が議会に対し条例の撤廃を求めたが、議会側が拒否したため力づくで議場から立ち退かせようとして警察に止められている。またアイオワ州シーダー・ラピッズ市では、市議会と同議会に反対する市民の間の緊張関係が高まり、あまりに不穏な雰囲気となったので、危険を感じた議員が議場に銃を携行するという事態が生じた。

このような状況を分析してある専門家は、「原因の一つは、多くの市民が政府はもはや自分たちを代表していないと考えていることがある。」としているが、それを暴力に訴えて解決しようとする傾向は誠に憂慮すべき事態であり、さらに暴力の恐怖は議員に立候補する意欲を失わせたり、議論のある問題を取り上げることをためらわせたりすることともなるだけに、地方行政の運営上も悲惨な結果をもたらす恐れがある。

## （2）凶悪犯罪、全米で5年連続減少（97/10-6）

米国連邦捜査局（FBI）は10月上旬、全米の凶悪犯罪発生率は5年連続で減少している旨の犯罪年次報告書を発表した。1992年と1996年の事件発生率を比較すると殺人事件は20%、強姦事件は16%、強盗事件は23%、暴行事件は12%それぞれ減少しており、1995年と1996年を比較しても暴力的犯罪（殺人、強姦、強盗、暴行）で7.4%、財産に対する犯罪（窃盗、車泥棒、放火）で3.2%と共に堅調に減少している。

犯罪減少の原因について確たる回答は得られていないが、人口構成が大きな要因となっていることは多くの専門家が指摘しており、最も犯罪に荷担しやすい年齢である10代後半から20代前半の人口がこれまで減少傾向にあったことが犯罪の全体数を減少させているものと推測されている。また、麻薬常用者の平均年齢が上昇していることにより麻薬取引をめぐる青少年の暴力沙汰が減少しているほか、好調な米国経済のお陰で生活が

安定し、犯罪予備群が減少していることも考えられる。

また、特に大きな要因となっているのは警察官の増員、銃砲の規制、刑罰の厳格化等による治安維持の強化であろう。クリントン政権は1994年に警察官増員のための連邦補助金制度を成立させ、全米で3万人の警察官が増員されたが、例えば1995年に麻薬犯罪による逮捕者が過去最高の150万人となったことについては、犯罪自体の増加よりも警察の取り締まりの強化を反映したものと解釈されている。

旧来「犯罪多発都市」のイメージのあったニューヨーク市でも、前ディンキンス市長の任期後期から犯罪が減少傾向を示しているが、特に犯罪対策の強化を公約に掲げたジュリアーニ市長就任後、警察官の増員、事務職警察官の外勤化、市内パトロールの強化等が行われ犯罪減少に多大な効果を挙げている。同市の犯罪発生件数は1960年代半ば以来最低を記録しており、1993年と比較すると殺人事件は61%、強姦事件は13%、強盗事件は47%減少しており、今では「安全なニューヨーク」というイメージが形成されつつある。

### (3) 全米で殺人事件発生率の大軒な減少 (97/12-3)

ワシントン・ポスト紙が12月全米大都市の警察に対して照会し取りまとめたところによると、1997年中、多くの大都市で殺人事件発生率が急激に減少していることがわかった。本年10月には連邦捜査局（FBI）が、1992年から1996年にかけて全米の凶悪犯罪発生率が5年連続で減少している旨の犯罪年次報告書を発表したところであるが、1997年もその傾向が依然として継続していることが裏付けられた。

特に減少率が著しかったのはワシントンDC、メリーランド州プリンスジョージ・カウンティー、ニューヨーク市、ロサンゼルス市等で、ワシントンDCでは殺人発生件数が昨年の397件から301件に24%減少しており、プリンスジョージ・カウンティーでは、134件から81件へ40%減少している。また、1992年に2,262件の殺人事件を記録したニューヨーク市では本年は前年比23%減の755件にまで減少して1967年以来最低となった。1977年以降殺人事件の発生が年間600件を下回ったことがなく、1993年からは毎年1,000件を超えていたロサンゼルス市では、昨年から20%減の566件となっている。その他、シカゴ市で前年比5%減、フィラデルフィア市で3%減、ヒューストン市で1%減、フェニックス市で6%減、ダラス市で4%減、サンディエゴ市で14%減等となっている。

暴力的犯罪は1960年代初頭から全米的に増加し始め、以後20年間確実に増加し続けてきたが、1980年代初頭のクラック（コカイン）蔓延による犯罪多発を頂点として以後減少を示していた。犯罪減少の要因としては、刑罰の強化や好調な経済、若年層人口の減少、

効率的な警察行政等が挙げられており、一旦犯罪が減少すると警察に時間や人員の面での余裕ができ、犯罪発生防止に力を入れることができるようになるという相乗効果も指摘されているが、本年の大幅な減少は研究者の間でも「通常の理由では説明できない程である」と驚きを持って受け止められている。

なお専門家によると、殺人事件発生率と都市の経済状況には相関関係がみられ、貧困率及び失業率と殺人事件発生率は同調して動く傾向があるとされ（貧富の格差の拡大と殺人事件発生率には関連は見られない）、また、刑罰の強化が犯罪発生率を低下させることは統計的に裏付けられており、刑務所への収監数が増加すると殺人事件発生率が低下し、逆に刑務所からの出所数が増加すると殺人事件発生率が増加することがわかっている。

### \* \* \* 人権 \* \* \*

#### （1）連邦最高裁、「死ぬ権利」裁判の審理開始（97/1-4）

連邦最高裁判所は1月8日、末期患者が医師のほう助を得て自殺することは憲法上認められた権利であるか否かという問題についての審理を開始した。判決は7月初旬までに下される見通しである。

全国的には現在40以上の州が各州法により自殺ほう助を禁じているところであるが、本件については、ワシントン州内の末期患者と医師グループが「死ぬ権利を侵害する州法は憲法違反である」として提訴し、連邦地裁、高裁とともに同州法を違憲として「医師のほう助を得て死ぬ権利」を認めたため、ワシントン州（政府）が上告していたものである（グラックスバーグ対ワシントン州事件）。また、ニューヨーク州においても同様の事案が発生しており、ワシントン州の件と併せて最高裁で審理されることとなっている（ヴァッコ対クィル事件）。

連邦政府及び州政府は、自殺ほう助の公認が安楽死の横行を招き、ヘルス・ケア経費の増大が大問題となっている今日、医療費の軽減に資するという経済的理由で死を選択させられる可能性もないとはいえず、弱者保護が脅かされるとして強い懸念を示しているのに対し、権利主張側は、厳しい制限を付した上で医師の自殺ほう助を認めればよく、憲法上の権利を閉ざすべきではないと主張している。こうした論争の背景には既に多くの医者が秘密裏に自殺ほう助を行っているという実態もある。

ワシントン、ニューヨークの両裁判で、「医師のほう助を得て死ぬ権利」を認める法的根拠とされたのは、個人の自由及び法の下の平等を定める憲法修正第14条であり、今

回の審理でも、同条項の具体的な解釈が最大の争点になるものとみられる。

本件に関連する過去の最高裁判例についてみると、1991年の「クルーザン対ミズーリ州事件」において、患者が医療行為を拒否することは、たとえそれが生命の維持に必要なものであっても、個人の権利として保障されるとされているほか、1973年の「ロウ対ウェイド事件」（中絶をめぐる裁判で、中絶の非合法化は個人の自由な生活の権利を侵害し違憲であるという判決が下された）では、極めて個人的な事柄について自ら決定を下す権利は憲法で保障されている旨判示されている。

また、死を望む患者への医師の関与については、これまで、1991年にワシントン州で、1992年にはカリフォルニア州で、その公的な認知を求めて住民投票が行われたが、可決には至らなかった。1994年にオレゴン州で実施された住民投票により自殺ほう助を認める法律が全米で初めて成立したが、反対派が起こした裁判でその効力は差し止められている。

## （2）連邦最高裁による中絶に関する新しい判決（97/2-4）

米国では妊娠中絶の可否をめぐる論議が活発で、時として中絶医に対する殺人や脅迫、中絶医院の爆破事件まで起こるほど過激な反応が見られるほか、中絶を求める女性に対する抗議行動は日常的に行われているところであるが、こうした状況の中で連邦最高裁判所は2月19日、女性の妊娠中絶に関する権利擁護と中絶反対者の言論の自由の保障についての新しい判決を下した（シェンク対中絶選択肯定派ネットワーク事件）。

1990年代初頭、ニューヨーク州北部の中絶専門医院を標的とした激しい中絶反対活動をめぐって開始された本裁判について、1992年2月の第1審判決は、反対活動家医院の玄関及び医院から公道に通ずる道路から15フィート（約4.6m）以上離れていなければならぬが、活動家のうち2人のみ通院者に近づいて説得活動を行ってもよいとし、さらに、立ち入りを制限する区域は、医院の周囲だけではなく、出入りする人又は車の周囲の可動的領域も含むとしていた。1995年9月の第2審も第1審を支持する判決を示しており、また、関連する最高裁判例として、1994年のフロリダでの同様の事例（マドセン対女性健康センター事件）においては、医院の周囲36フィートに立入制限区域を設置することが認められていた。

中絶反対派が、立入制限区域の設置は憲法修正1条で保障された言論の自由に抵触するとして上告していた今回の判決で最高裁は、医院の周囲で暴力的抗議行動の制御を含めた公共の安全を理由に、下級審の示した15フィートの立入制限区域の設置を支持し中絶反

対派の主張を退けた。ただし、出入りする人又は車の周囲の可動的領域を立入制限に含めることについては、実際の管理が困難であり、必要以上に言論活動を抑制する恐れがあるとしてこれを放棄したほか、区域への反対活動家2人の立入りと、威嚇せず要求があればすぐに立ち退くことを条件に通院する女性に対して説得活動を実施することは認めている。

判決について、中絶肯定派が今回の判決を勝訴として、今後立入制限区域の拡大を求めていく方針であるのに対し、反対派も、2人が立入制限区域内で説得活動を行うことができる旨認められたことについて、言論の自由の勝利であるとしている。

本判決では、最高裁判事9人中3人が反対意見として、裁判は個別の医院を対象として始まったのであり、公共の安全一般は政府が関与すべき事項であるにもかかわらず、公共の安全を論拠にして反対派の活動を制限するのは憲法修正1条で保障された言論の自由の侵害にあたる、と述べている。しかし、現実には、全米に約900ある中絶専門医院の約3分の1には既に立入制限区域の設定を支持したことは全米の規範になるという点において意義あるものと考えられる。

### (3) 積極的優遇措置とカリフォルニア州住民提案209号 (97/4-3)

サンフランシスコの連邦高等裁判所小法廷は4月8日、カリフォルニア州において成立していたアファーマティブ・アクション（少数人種・女性等に対する積極的優遇措置）に反対する住民提案209号を支持する判決を下した。

同住民提案は、州憲法を改正し公的な雇用、契約及び教育について、人種・性別等を要因とするいかなる優遇措置、差別も認めないこととするもので、昨年11月5日、54%の州民の賛成により成立していた。成立の可否をめぐっては、最終的に承認され機能すれば全米50州で最初のケースとなることから注目を集めていたが、成立翌日には内容が差別的であるとして市民権擁護団体から提訴されていたものである。

第一審の連邦地方裁判所は昨年12月、同住民提案はアファーマティブ・アクションにより保護されている少数人種や女性に不利益を与えることとなり、国民の法の下の平等をうたった憲法修正第14条に抵触との判断を示していたのに対し、今回の連邦高等裁判所判決では、第一審の解釈は誤りであるとし、憲法修正第14条に照らし、人種・性別による特別な措置を廃止しようとする同住民提案が合憲であることは疑う余地がないとしている。

アファーマティブ・アクションの背景となる法解釈の変遷をたどると、南北戦争後に

成立した憲法修正第14条及びキング牧師に代表される黒人の公民権運動を経て1964年に成立した連邦公民権法は、当初、国民に機会の平等を保障したものと解釈されていたが、1965年に当時のジョンソン大統領（民主党）が「機会の平等だけでなく結果の平等も追求しなければならない」と宣言した頃から、人種、性別、国籍等を原因とする社会的弱者に対する優遇措置が当然のものと考えられるようになり、雇用や大学入学に人種比率の割り当てを導入すること等による結果平等が志向されていた。しかし、本件に係る裁判所判断や、人種的に偏向した選挙区割りを違憲とする最近の連邦最高裁判例は、解釈が再び当初のそれに回帰していることを窺わせるものである。

アファーマティブ・アクションを支持するクリントン大統領は、不利な立場にある人を援助する措置を妨げるのは誤りであるとして批判しており、本件被告側も連邦高等裁判所大法廷での再審理を求める方針であるが、アファーマティブ・アクション反対の機運はカリフォルニアばかりでなく、ワシントン、フロリダ、アリゾナ、コロラド、オハイオ、ミシガンの各州においても高まっており、今後の司法判断の行方が注目される。

#### [ 補足 ]

この後連邦高等裁判所は8月21日、住民提案209号によるアファーマティブ・アクション禁止法の発効を認める判決を下したため、8月28日に同法は発効した。同法反対派は最高裁での審理終了まで同法の発効を差し止めるよう訴えていたが、最高裁は9月5日、これを棄却した。

#### （4）連邦最高裁、「死ぬ権利」認めず（97/6-3）

ワシントン州とニューヨーク州において、末期患者と医師グループが「自殺のほう助を禁じる州法は個人の死ぬ権利を侵害しており憲法違反である」として提訴していた問題について、連邦最高裁判所は6月26日、9対0の全員一致で自殺ほう助を禁じる州法を支持する判決を下した。現在全米で40以上の州が各州法により自殺ほう助を禁じているところであるが、本件については、連邦地裁、高裁ともに同州法を違憲として「医師のほう助を得て死ぬ権利」を認めており、最高裁の判断が注目されていた。

ワシントン、ニューヨークの両裁判で「医師のほう助を得て死ぬ権利」を認める法的根拠とされたのは、個人の自由及び法の下の平等を定める憲法修正第14条であるが、下級審が判例として、患者は生命の維持に必要な医療行為でも個人の権利として拒否することができるとした1991年の「クルーザン対ミズーリ州事件」判決や、中絶のような極めて個人的な事柄について自ら決定を下す権利は憲法で保障されている旨判示された1973年の「ロウ対ウェイド事件」判決に従い、「医師のほう助を得て死ぬ権利」を憲法上認められた権利であるとしたのに対し、今回の最高裁判決では、英米法の歴史や全ての州の政策に

一貫してみられる人身の保護という考え方によれば、他人のほう助を得て行われる自殺は憲法上保障された権利にはあたらないとした。しかしながら判決の中では「この問題に関する議論が将来的に継続することを許容する」とも述べられており、社会状況の変化の中で今回の判決が最終的なものとは言えないことを窺わせている。

ある統計調査によると、アメリカ人の過半数は自殺のほう助を支持しているとされており、1994年にはオレゴン州で住民投票が実施された結果、自殺ほう助を認める法律が全米で初めて成立した。しかし同法は、現在反対派が起こした裁判で効力が差し止められており、本年11月には再度住民投票を実施し意向を問うこととなっている。

#### （5）連邦軍護衛による黒人の白人高校入校から40周年（97/9-2）

1964年米国で連邦公民権法が成立する10年前、連邦最高裁は歴史的な人種分離政策禁止判決を出したが、南部アーカンソー州の首都リトルロック市では同判決を受けて1957年、9人の黒人生徒がそれまで白人学校であったリトルロック・セントラル高校に入学することとなった。これに対して当時のオーヴァル・フォーバス州知事（民主党）が州兵を派遣し黒人生徒の入校を阻止したため、アイゼンハワー大統領（共和党）が1,000人の落下傘部隊を投入するとともに1万人の州兵を連邦軍に編入して生徒を保護し、最高裁判決の実施を担保する異例の事態が生じた。

当時、黒人生徒が白人生徒からこづかれ、罵詈雑言を浴びながら軍隊に守られつつ入校するシーンや、白人生徒が黒人の人形を縛り首にした状況が全米に報道され大きな反響を呼んだが、その入校日から40周年の9月25日、クリントン大統領は当時の黒人生徒同席のもと、同校で講演を行い、現在米国で人種分離が復活する危険性について言及しつつ、人種和合に向けた努力を続けていく旨訴えた。

米国では公民権法の成立以降、雇用や大学入学に人種比率の割り当てを導入すること等による結果平等が志向されているが、昨年11月そのようなアファーマティブ・アクション（少數人種・女性等に対する積極的優遇措置）に反対する住民提案がカリフォルニア州で成立し、本年4月には連邦高等裁判所で支持されているほか、他州でも同様の機運が高まっている状況にあるだけに、クリントン大統領はこうした動きに懸念の意向を表明したものとみられる。

同席したマイク・ハッカビー同州知事（共和党）も、同州が40年前に行ったことを強く批判し、現在事態は改善されてはいるものの今後も行うべきことは多いことを強調した。同知事は「肌の色に関係なく人間が人間として公平に扱われるようになるまで、白

人が黒人を見ても恐怖を感じなくなる時まで、黒人が白人を見ても敵意を感じなくなる時まで40年前のリトルロックの負の記憶にこだわり続ける」と述べている。

セントラル高校では、現在校長や生徒会長をはじめとして1,800名の生徒の約3分の2が黒人となっているが、白人の生徒と黒人の生徒は未だに別々に固まって行動する傾向にあると指摘されており、問題の根深さを窺わせている。

#### (6) アファーマティブ・アクションに関する全米意識調査の結果 (97/12-7)

ニューヨーク・タイムズ紙及びCBS放送では、12月6日から9日にかけて全米で1,258人を無作為抽出し、少数人種、女性等の社会的弱者に対する積極的優遇措置（アファーマティブ・アクション）に関する意識調査を行った。調査結果の解析は人種間（白人と黒人）の意識の相異に焦点を当てて行われたが、その結果、米国市民は同措置に基づく少数人種に対する雇用優遇措置等には反対であるものの、同措置の早急な撤廃は求めていないという結果が得られた。

調査によると、回答者の24%（白人の21%及び黒人の36%）が同措置を今後もそのまま存続させるべきとし、43%（白人の41%及び黒人の56%）はなんらかの変更を加えた上で存続させるべきとし、25%（白人の30%及び黒人の3%）が同措置を廃止するべきであるとしている。また、人種的少数者の社会進出を容易にするための「特別な努力」の必要性に対しては全体の55%が賛意を表明している。

他方、「過去に黒人に対して人種的な偏見により差別があった職場では、今日逆に黒人に対する優遇措置が与えられるべきであるか」という問い合わせに対しては過半数が反対となっており、全体として被差別人種の優遇には反対する結果となった。この問い合わせには白人の57%が反対であるのに対し黒人の62%は賛意を表明していることから、人種間の意見対立が鮮明になっている。人種間の意識の違いはこのほかにも、就職や昇進に際して白人の多数が人種は問題にならないとするのに対し、黒人の47%が人種により恩恵又は不利益を受けたとしているほか、失職については黒人側が人種差別のために職を失う問題を強調するのに対し、白人側は少数人種に対する優遇策のために職を失うことをより大きな問題として捉えていることが挙げられている。

近年大学入試その他の積極的優遇措置をめぐって多数の裁判が提起されているが、同措置の違法ないし不当性を認める判決が出ているほか、最近の住民投票の結果をみても、カリフォルニア州で州行政における同措置を違法とする決定が下されるなどの動きもみられるだけに、今回の調査結果がこうした動きにブレーキをかけるものとなるかどうかは定か

ではないが、人種にからむ微妙な問題であるだけに、今後とも十分注目していく必要がある。

### \* \* \* 社会・移民 \* \* \*

#### (1) ニューヨーク市における経済の回復と失業率の上昇 (97/3-5)

ニューヨーク市では現在、失業率の急上昇と経済状況に関する楽観的な見通しの高まりという事態が同時に発生している。

まず失業率について、ニューヨーク州労働局は3月5日、ニューヨーク市の1997年1月時点の失業率が9.9%と過去3年間で最高の水準に達したと発表した。同市の失業率は1996年12月時点で8.8%であり、近年では30万の職が失われたと言われる1980年代後半から1990年代前半の恐慌時の11.9%（1993年1月）を頂点としているが、合衆国全体の失業率が1996年12月5.0%、1997年1月5.9%、ニューヨーク州の失業率が1996年12月5.9%、1997年1月6.9%であったのに比較してもかなりの高率となっている。

一方、経済状況に関する見通しについて、非営利調査機関が3月25日に発表したところによると、中部大西洋岸地域（ニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルバニア州）の消費者信頼指数（住民の現在の経済状況に関する見方と将来に対する期待度を示す指数で70以下になると不況を示し、100を超えると順調な経済成長を示すとされる）は全米で比較すると最低レベルであり、米国全体での数値が1年前98.4、現在118.5であるのに比べ、同地域では1年前51、現在77.2にすぎないが、伸び率では全米一であり、昨年より62%の上昇を示していることから、楽観的な見方が急速に高まっているとしている。

経済専門家は、現在の失業率上昇は不況の兆候を示すものではなく、ニューヨークの経済は徐々に好調になっていると分析している。ニューヨーク州の別の報告によると、1996年中、ニューヨーク市では新たに13,000の雇用が創出されたとしており、証券業界や小売業、建設業等、恐慌時に失われた雇用が回復し、経済的に明るい見通しが出ていく反面、特に経済活動が活発で雇用に対する期待がより高まっている都市部では、創出された雇用以上に求職者が集まっているため失業率の上昇を招いているのではないかとしている。

ニューヨーク市当局は、求職者の増加は経済が向上していることの反映であり、逆に活力源であるとの見方も示しているものの、連邦福祉改革法が今年の9月末までに福祉受給者の25%を何らかの職業あるいは労働に携わらせるよう義務づけていることから、

福祉受給者の労働市場大量参入が失業率のさらなる上昇につながるのではないかと影響を懸念している。

### （2）新移民法の施行に伴う社会的混乱と訴訟（97/4-1）

昨年9月に成立した、米国への移民を制限する新しい連邦法「不法移民の一掃と移民の責任に関する法律」が4月1日発効した。同法は、合法的移民の制限と不法移民を国外追放する政府の権限強化を意図するものである。

同法は、不正な入国や適正なビザの不所持等による不法な移民について、本年9月30日までに合法な移民となる手続きをとるか又は国外に一旦退去することを求めており、4月1日以降6ヶ月不法滞在する者は以後3年間、1年以上不法滞在する者は10年間米国への再入国を禁じているほか、外国に住む家族を呼び寄せようとする米国内の移民は、所得が貧困レベル（4人家族の場合年収1万9,500ドル）の125%以上でなければならぬとする所得要件を設けており、貧しい合法移民が家族を呼び寄せることが困難にしている。調査によると、メキシコやエルサルバドルからの多くの移民はこの基準を満たしておらず、同要件については既にカリフォルニア州で差別的であり違憲であるとして提訴されている。

また、不法移民の多くは同法発効後直ちに強制退去させられるものだと考えたため、相当な不安と混乱に陥っており、米国市民か永住権保持者との結婚で合法滞在のステータスを獲得しようとする結婚ラッシュも発生している。

移民の権利擁護を訴える弁護士グループ等が、同法は移民社会に混乱を引き起こすとして同法発効の延期を求めて提訴していたところ、コロンビア特別区連邦裁判所は3月31日、同法は4月1日に発効するものの、同法による規制の適用については4月1日から4月5日に延期するとする判決を下した。これは、政府は法律の発効前に30日間の周知期間を置かなければならないと定められているのに対し、司法省が官報に掲載したのが3月6日であったため、その時点から30日を経なければならないと判断したものである。しかしながら、司法省は同日控訴し、連邦高等裁判所は翌日の4月1日に下級審を覆す判決を下している。

同法については政治亡命者の取り扱い等に係る規程についても訴訟が提起されるなど、今後本格的な憲法判断が求められるものと見込まれ、今後の司法判断と移民社会に与える影響が注目される。

### （3）テキサス州分離独立活動家の蜂起と降伏（97/5-6）

思想・信条の自由の国アメリカでは、過激な思想に走る人々も少なくなく、様々な狂信

的新興宗教グループのほか武装集団もあり、オクラホマシティにおける連邦政府庁舎爆破事件では民兵組織「ミリシア」が大きな注目を集めたところである。中には、国家形成の経緯に異議を唱え自分たちの住む地域を合衆国から分離独立させることを主張するグループも多数あるとされ、4月末から5月初頭には、テキサス州でそれら武装グループの一つが蜂起した。

「テキサス共和国」を名乗る同グループは、1836年から1845年まで独立国家であったテキサス共和国が合衆国に併合されたのは違憲であり、テキサスは依然として独立国家であると主張する武装グループである。同グループは1995年に活動を始めたが、自分たちはいかなる連邦政府の権限からも自由であると主張し、共和国発効の偽の小切手で多額の買い物をしたり、テキサスの土地は共和国の管理下にあるとして近隣の土地所有者に対し偽りの先取得権を主張して裁判所に提訴していた。首領格のリチャード・マクラレンは3,300ドルの税金を滞納しているが、「自分はテキサス共和国の首領であり、州裁判所こそ違法な存在である」とも主張していた。

同グループは、4月24日にメンバー2名が逮捕されたのを機に州政府との「戦争」を宣言、4月27日には2人の民間人を「戦争の捕虜」として拉致し、逮捕された仲間の釈放とテキサス州分離独立の住民投票実施を要求した。4月28日、逮捕されていた2人が釈放され民間人2人も開放された後、マクラレンを含む7人のメンバーは「大使館」と称するトレーラーに立てこもり、なお治外法権を求めていたが、7日後、5人が投降し、2人は現場から逃亡した。逃亡者のうち1名は射殺されている。

興味深いことに、テキサスに対する熱狂的な愛情にも関わらず、今回の事件のメンバーの中にはテキサス生まれの者はいない。狂信者の英雄気取りの行動のように見える今回の事件であるが、1845年のテキサス併合が違憲であるとの主張は、実際に多くのテキサスの歴史家が議論しているところであり、理由のない単なる蛮行と片付けられない米国政治史的一面に注意すべきである。

#### (4) 移民に関するニューヨーク市行政命令に違法判決 (97/7-6)

ニューヨーク市では、不法移民が警察による保護、就学、医療等の行政サービスを受けようとする際の情報を連邦移民局に通報することを市職員に禁じた行政命令第124号が1989年に当時のエドワード・コッチ市長により公布され、以降ディンキンズ市長、ジュリアーニ市長に引き継がれて現在に至っている。

しかし、合法的移民の制限と不法移民を国外追放する政府の権限強化を図る連邦法「不

法移民の一掃と移民の責任に関する法律」が本年4月1日より発効し、その中に「いかなる州及び市も不法移民に関する情報を連邦移民局に通報することを禁じてはならない。」とする条項が含まれているため、ジュリアーニ市長は同法の成立した昨年9月、「同行政命令を撤回することは、不法移民が強制退去を恐れて子供の就学や犯罪の警察への通報、伝染病の治療などを拒否することにつながり、ニューヨーク市に大混乱を引き起こす。」として連邦政府を訴えていた。これに対しマンハッタン連邦裁判所は7月18日、新移民法を支持し、ニューヨーク市行政命令を退ける判決を下した。

ジュリアーニ市長は本訴訟の中で、同行政命令を禁じることは「憲法によって合衆国に委任されず、また州に対して禁止されなかった権限は、それぞれの州または人民に留保される。」とした合衆国憲法修正第10条に違反すると主張していたが、裁判所では、新移民法は市職員が不法移民について通報することを求めているわけではなく、同市の権利には影響せず同条に違反するものではないとしてこれを退けている。

再選を目指す選挙戦略の一環として移民に対する支援を掲げる同市長は判決後、新移民法は不法移民に関する市職員の通報義務を定めていないので、今後とも同法ができるだけ狭義に解釈し、市民にも不法移民の名前を通報しないよう奨励するつもりである旨明らかにする一方、本判決については最高裁まで争う意向を表明している。

[補足] ジュリアーニ市長は7月22日、連邦高等裁判所に控訴した。

#### (5) 連邦軍護衛による黒人の白人高校入校から40周年 (97/9-2) →64ページ

#### (6) 新国勢調査報告による米国人口動態の近況 (97/12-1)

連邦国政調査局が12月31日発表したところによると、米国の人口は昨年1年間に2億6,500万人から2億6,700万人に増加しており、地域別人口増加率では南部(2.1%)、西部(1.6%)、中西部(0.5%)、北東部(0.2%)の順に増加している。州別では西部のネバダ州が4.8%と最大の年間増加率を示しており、同州ではラスベガスへの一点集中的人口流入により12年連続の人口増となった。

また、同局が12月3日発表した1995年3月から1996年3月までの年間人口動態調査結果によると、従来知られていた都市から郊外への人口流出傾向に加え、新たな傾向として都市だけでなく郊外からより遠隔地域へと人口が流出していることが確認された。今回の調査では従来の「都市圏(Metropolitan Areas)」の定義が変更され、該当する地域の規模が拡大したため(5年ないし10年置きに定義の見直しがなされている)、都市圏人口の増加が予測されていたが、結果はその逆となり、全人口の80%は依然として都市圏

に居住しているものの、そこからの流出人口は流入人口より27万5,000人も上回っている。

この人口流出は、健康的な環境や安価な住宅を求めて遠隔地への移住が増加したことによると考えられる。もっとも1980年代以降移動する人口自体は減少傾向にあり、1985年から1986年には全人口の20%が移動したが、1995年から1996年では国政調査局が年次統計を取り始めた1948年以来の低率である16.3%となっている。人口移動率が低下しているのは高齢化と共に働き家庭の増加が主たる要因とみられている。

なお、地域別の年間人口移動率をみると、最も高率な西部諸州が20.9%、次いで南部(17.4%)、中西部(14.3%)、北東部(11.6%)となっているが、流入出者の差をみると西部で1万6,000人、南部で15万人、中西部で6万8,000人の流入増となっている。他方、ニューイングランドなど北東部は全米唯一の人口減少地域となっており、1995年から96年にかけて23万4,000人減少した。また、人種別の移動率をみると白人15.7%、黒人及びアジア系20%、ヒスパニック系23%で、白人が最も低い。

以上の人口変動の結果、今後各州における連邦下院議員議席の割り当て数に変更が生じることとなり、最近10年間の変化を勘案すると7州で定員が増加し6州で減少するものと見込まれているため、国政にも何らかの影響を与えていくこととなろう。

#### (7) 全米の失業率、過去24年間で最低レベル (97/12-2)

連邦労働省が12月5日発表した報告によると、11月時点の全米失業率は過去24年間で最低の4.6%となり、米国経済の好調ぶりを窺わせている。米国の1997年1月時点での失業率は5.4%であったが、その後順調な経済を反映して徐々に率を低下させ、11月時点の失業率は10月の4.7%から0.1%下がって4.6%となり、1973年以来の低率となった。11月の雇用増加数は40万4,000と、専門家の当初予測のほぼ2倍となっており、この時期クリスマス・セールで人手不足がちな小売業でも近年最高の10万5,000の雇用が創出されている。また、個人の収入額も増えており、この1年間で4.1%、物価上昇等を考慮しても2%の上昇となっているが、これは過去20年間でも最高率である。

同報告によると、16歳以上の米国市民の就業率（病院や刑務所に収容されているものは除く）は過去最高の64%に昇った。失業率を男女で比較すると成人男性が10月の4.1%から11月には3.8%に減少したのに比べ、成人女性の失業率は4%で前月から変化はなかった。また、人種別では特にヒスパニック系市民の失業率低下が著しく、10月の8%から11月には6.9%となっている。白人は0.3%減少して3.8%となったが、黒人の失業率は

逆に0.1%上昇して9.6%となった。さらに地域別失業率は、西部地域5%、北東部5.1%、中西部4.2%、南部4.5%となっている。

1973年に失業率が同程度の低水準に達した時には労働市場に供給過剰が生じており、専門家は今回のようなあまりに急速な経済成長がインフレを招くことを懸念しているが、今のところ特別の措置は講じられていない。これは現在アジアで発生している経済混乱が市場と米国経済に与える影響が不明確であるためであるが、このアジア経済の影響は遅からず米国経済の速度を緩めることになると予測されており、事態が注視されている。

#### (8) ニューヨーク州を筆頭に貧富の差が急速に拡大 (97/12-5)

連邦国勢調査局のデータを基にワシントンD.C.の研究機関とニューヨーク市議会が同時期に行った調査によると、過去10年間に全米37州で上位20%の高所得層と下位20%の低所得層との所得格差が拡大し、特にニューヨーク州及びニューヨーク市における格差の拡大が最も著しいことがわかった。州別に比較した調査結果によると、ニューヨーク州では高所得層の平均年収13万2,390ドルに対し低所得層は6,787ドルでその格差は19.5倍（米国平均12.7倍）と最も大きく、続いてルイジアナ州（15.9倍）、ニューメキシコ州（14.3倍）、アリゾナ州（14.2倍）となっている。格差が最も小さいのはユタ州（7.1倍）であった。

また、ニューヨーク市でも、過去20年間に渡り所得格差が拡がると同時に中間所得層が減少しており、特に黒人の中間所得層は1989年の31%から1996年の22%に落ち込んでいる。この減少は中間所得層が多く従事する公共部門職員の数が行財政改革のありを受けて1991年以来約6万人削減されたことによる影響が大きいと考えられ、また、金融・証券業界が企業合併等により中間所得層の従事者を減らし、より少数の高所得層により経営する形態に移行してきたことにも起因しているとみられる。

移民や他人種に比べ、米国生まれの白人男性は高収入の職業に就く傾向があるが、今回の調査結果でも、ニューヨーク市に居住する白人は1990年の43%から1996年の38%にまで減少しているのに対し、高所得職業の占有率は1980年の67%から1996年の57%となっており、依然として少数人種や移民が低所得にあぐ一方で少数派白人が高所得を手にする構造が浮き彫りにされている。

同市における所得格差拡大の原因の一つはウォール街の金融証券業界が高所得者を生み出していることがある。同業界は昨年記録した税引き前計上利益113億ドルを今年は120億ドルに伸ばすなど未曾有の活況を呈しており、就業人口では市全体の4.5%にすぎない

にもかかわらず個人所得税納付額では17%を占めている。本年ニューヨーク市が計上した12億ドルの予算黒字はそのほとんどが同業界からの法人及び個人所得税であるといわれている。また、同市には証券のほかにも弁護士、医者、コンピューター関連等高収入の職業が集積しているのに加え、製造業や建設業が衰退し、低賃金労働者の就業先を減らしていることも大きな要因である。

なお、今回の調査の基となった連邦国勢調査局の統計では、年収10万ドル以上の者が全て10万ドルとしてカウントされていることや、キャピタルゲイン収入が計上されていないこと等から、実際の格差はさらに大きいものとみられている。

(9) アファーマティブ・アクションに関する全米意識調査の結果 (97/12-7)  
→65ページ

## CLAIR SUMMARY既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 1 号	海外事務所の調査報告から	1995/6/30
第 2 号	海外事務所だより(1)	1995/7/10
第 3 号	英国地方団体体験記	1995/7/10
第 4 号	海外事務所だより(2)	1995/12/12
第 5 号	英国の地方財政 その未来 ~ロンドン大学T. トラバース教授 講演	1996/1/18
第 6 号	米国の移民問題	1996/2/15
第 7 号	海外事務所だより(3)	1996/2/28
第 8 号	米国の移民子女教育	1996/4/30
第 9 号	プロポジション187~米国カリフォルニア州における不法移民問題~	1996/4/30
第 10 号	地方分権に関する法の概念~フランスにおける地方分権化の主眼と今	1996/7/31
第 11 号	海外事務所だより(4)	1996/9/30
第 12 号	国連会議「ハビダットⅡ」報告	1996/10/31
第 13 号	欧州連合諸国における就学前の幼児教育と保育制度	1996/11/29
第 14 号	海外事務所だより(5)	1996/12/27
第 15 号	分野別・1996年米国政治行政の動向	1997/1/31
第 16 号	中・東欧諸国における変革の現状と将来~地引嘉博駐	1997/3/14
第 17 号	海外における行政の動き(96年12月号)	1997/3/14
第 18 号	クリントン民主党政権と共和党支配連邦議会のもとにおける連邦制度	1997/3/14
第 19 号	海外における行政の動き(97年3月号)	1997/6/27
第 20 号	ヴァイマル市の文化行政の特徴	1997/10/20
第 21 号	オーストラリア1996年国勢調査	1997/10/20
第 22 号	経済の国際化とアメリカ諸都市	1997/10/20
第 23 号	海外における行政の動き(97年6月号)	1997/11/10
第 24 号	オーストラリアにおける公務員数の動向	1997/12/19
第 25 号	オーストラリアの自治体の日本との国際交流の現況	1998/1/16
第 26 号	3国 の地方自治体間の国際協力 ~NEWS PROJECT~	1998/2/27
第 27 号	ジンバブエ地方自治体訪問報告書	1998/3/20
第 28 号	分野別・1997年米国政治行政の動向	1998/6/30

CLAIR SUMMARY各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい